

松前町

第 3 期障がい者基本計画

第 5 期障がい福祉計画

第 1 期障がい児福祉計画

平成 30 年 3 月

愛媛県松前町

はじめに

松前町では、「健やかで やさしい 地域社会を目指す」を基本理念とする「松前町障害者基本計画・松前町障がい福祉計画」を策定し、全ての人々の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して障がい者福祉施策の推進に努めてまいりました。

また、誰もが障がいや障がいがある人を理解し、住み慣れた地域の中で自立し、安心して暮らせるようノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、障害者総合支援法による障がい者の日常生活支援をするためのサービス基盤の整備等について、計画的に推進してまいりました。

この度、「松前町第2期障がい者計画・第4期障がい福祉計画」の計画期間が平成29年度末で終了することに伴い、障害者総合支援法の改正に適切に対応し、障害者差別解消法の施行や児童福祉法の改正など最新の動向に注視しながら、社会情勢、障がい者のニーズの変化等を踏まえ、障がい者福祉施策の具体的な取組を推進するため「松前町第3期障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画」を策定いたしました。

一方、障がい児の発達を支援する観点から、児童福祉法に基づき障がい児やその家族を含め、一貫した支援を提供するとともに、地域における包括的な支援をスムーズに受けられるよう保健・医療・福祉の関係機関の連携促進に努め、障がいのある子どもに対する切れ目のない支援体制の充実を図るため「第1期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後とも、障がい者福祉推進のため町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました、松前町障がい者基本計画等策定委員会及び松前町地域自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケート調査や関係機関のヒアリング等貴重な御意見や御提言をいただきました多くの皆様方に心から敬意と感謝を申し上げます。

平成30年3月

松前町長 岡 本 靖

目 次

第1部 計画に当たって	1
第1章 計画策定の背景と目的	1
1 計画策定の趣旨	1
2 関連法令の動向	2
3 計画の位置付け	3
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	6
1 障がいのある人の推移	6
第2部 第3期障がい者基本計画	11
第1章 計画の理念	11
1 基本理念	11
2 基本目標と施策体系	12
第2章 施策の展開	13
1 教育・育成の充実	13
2 広報・啓発活動の充実	14
3 地域生活の充実	16
4 医療・介護等の充実	18
5 雇用・就業の充実	19
6 生活環境の充実	20
7 情報・コミュニケーションの充実	22
第3部 第5期障がい福祉計画	23
1 第5期障がい福祉計画の基本的な考え方	23
2 第4期障害福祉計画の成果目標と達成状況	23
3 第5期障がい福祉計画の成果目標値の設定	26
4 アンケートから見たサービスの利用意向	29
5 障がい福祉サービス等に係る見込量の設定	31
第4部 第1期障がい児福祉計画	51
1 計画の基本的な考え方	51
2 アンケートから見たサービスの利用意向	51
3 第1期障がい児福祉計画の成果目標値の設定	52
4 障がい児通所給付サービスの見込量と確保の方策	53

第5部	計画の推進体制	55
1	庁内推進体制	55
2	地域との連携	55
3	計画の進行管理	55
資料	57
1	アンケート調査結果.....	57
2	事業所ヒアリング調査の実施	90
3	松前町障害者基本計画等策定委員会要綱.....	91
4	松前町障害者基本計画等策定委員会委員名簿	92
5	用語解説.....	93

第1章 計画策定の背景と目的

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では、少子高齢化や人口減少が進み、地域、家庭、職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしの中の人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築し、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い配慮し、支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会にしていくことが求められています。

このため国では、平成25年に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）を施行し、さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）を制定しました。また、平成28年には、「改正障害者総合支援法」及び「改正児童福祉法」の成立などの制度改革や法改正が行われています。

こうした国の制度改革を踏まえ、地域の中で、障がいのある人の人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、さらに、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応できるよう、今後6年間の障がい者施策の方向性を示す新たな「松前町第3期障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、障がい者施策の基本方向を総合的・体系的に定める「障がい者基本計画」と、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の3つの計画から構成されています。

2 関連法令の動向

主な関連法令等並びに国及び県の計画の動向は、以下のとおりです。

年	国	愛媛県		
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	第2次障害者基本計画	第3次障害者基本計画(10年間)	
H19	◇障害者権利条約署名			第1期 障害福祉計画
H20	◇児童福祉法の改正			第2期
H21				
H22				
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行			
H24	◇障害者虐待防止法の施行			
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行	第3次	第3期	
H26	◇障害者権利条約の批准			
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行			
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行 ◇改正障害者総合支援法・改正児童福祉法・改正発達障害者支援法の成立		第4期 (平成31年まで)	
H29	◇「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正 ●「障がい児福祉計画」の策定が義務化			

3 計画の位置付け

(1) 市町村障害者計画の法律上の根拠

「松前町障がい者基本計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」に位置付けられ、障がいのある人に関する施策全般にわたる方向性を示す計画です。

○**障害者基本法の抜粋**
(障害者基本計画等)

第 11 条 省略

2 省略

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 市町村障害福祉計画の法律上の根拠

「松前町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービスについて、各年度のサービス種類の見込量等を明らかにする計画です。

○**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋**
(市町村障害福祉計画)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～12 省略

(3) 市町村障害児福祉計画の法律上の根拠

「松前町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、障がい児福祉サービスについて、各年度のサービス種類の見込量等を明らかにする計画となります。

○**児童福祉法抜粋**

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(4) 本計画の期間

○松前町第3期障がい者基本計画

長期的な視点に基づき推進していく必要から、平成30年度を初年度とした平成35年度までの6か年計画とします。

○松前町第5期障がい福祉計画

国の指針に基づき、平成30年度を初年度とした平成32年度までの3か年計画とします。

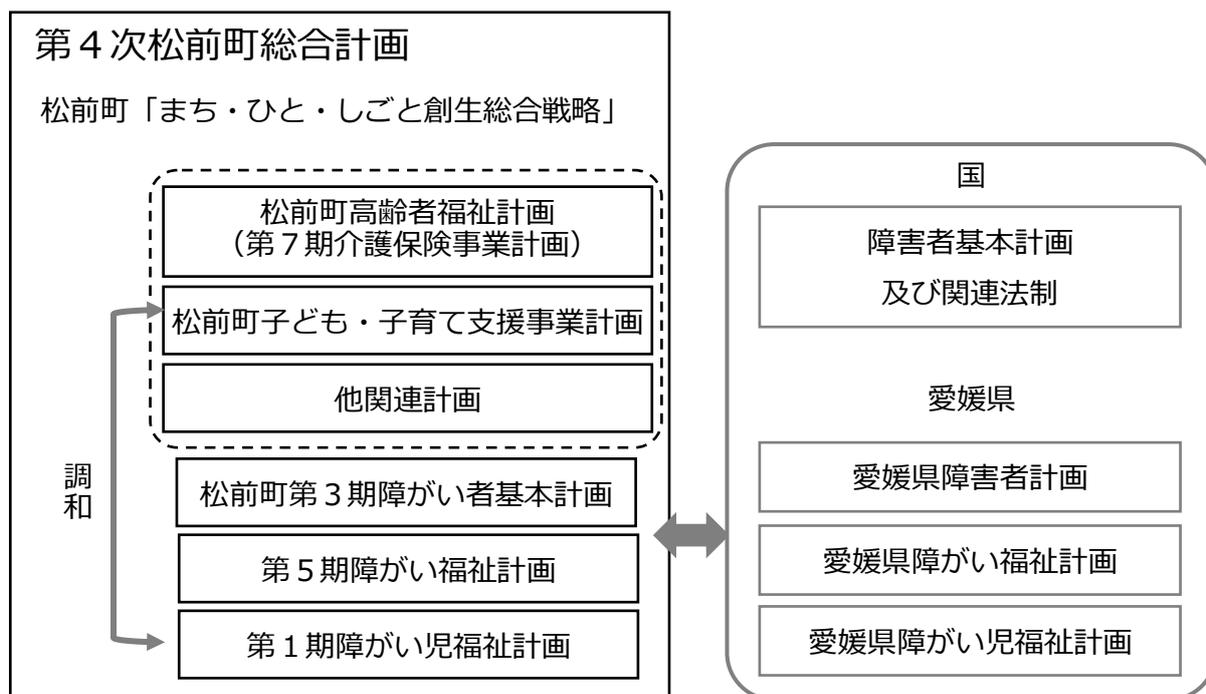
○松前町第1期障がい児福祉計画

国の指針に基づき、平成30年を初年度とした平成32年度までの3か年計画とします。

24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)
第2期障害者基本計画 (平成24～29年度)						第3期障がい者基本計画 (平成30～35年度)					
第3期障害福祉計画 (平成24～26年度)			第4期障害福祉計画 (平成27～29年度)			第5期障がい福祉計画 (平成30～32年度)			第6期障がい福祉計画 (平成33～35年度)		
						第1期 障がい児福祉計画 (平成30～32年度)			第2期 障がい児福祉計画 (平成33～35年度)		

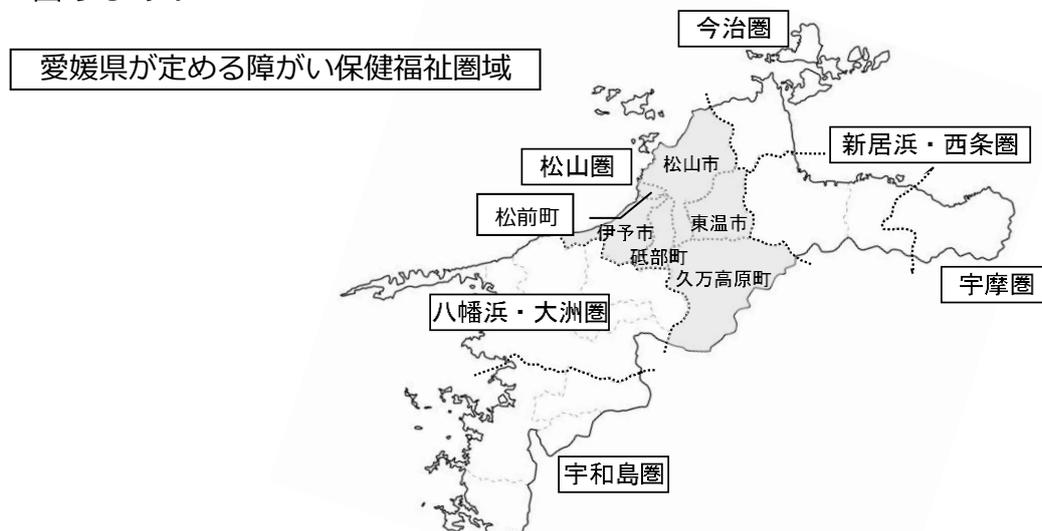
(5) 他計画との関係

本計画の策定に当たっては、国の「障害者基本計画」及び愛媛県の「障害者計画」を踏まえるとともに、町における最上位計画である「第4次松前町総合計画」をはじめ、他の関連する計画と整合を図ります。また、障がい児福祉計画については、子ども・子育て支援事業計画との密接な関係性もあることから、特に調和を図る必要があります。



(6) 愛媛県が定める障がい保健福祉圏域について

松前町における障がい福祉政策を推進するに当たっては、国及び県との連携を図っていきます。また、中でも松山圏域内の連携は障がい福祉サービスを提供するに当たって重要であることから、松山圏域を構成する市町と十分な連携を図ります。



第2章 障がいのある人を取り巻く現状

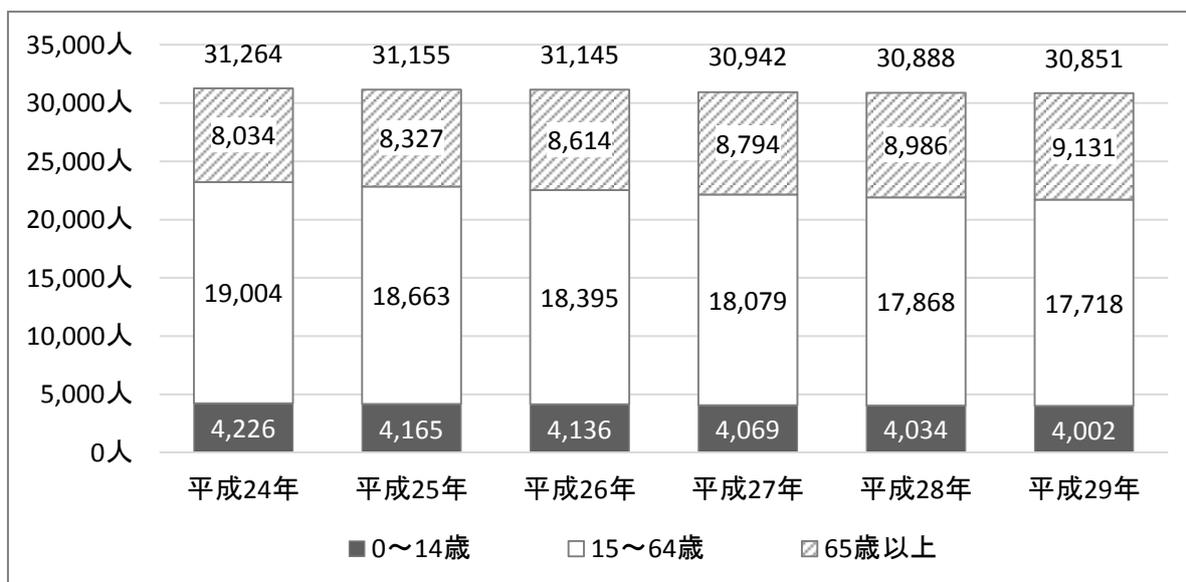
1 障がいのある人の推移

(1) 人口構造の推移

松前町の年齢3区分別人口の推移は、次のとおりです。

全体的には総人口並びに年齢区分別の年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加します。平成25年には生産年齢人口が60%を下回り、高齢者人口は平成29年には29.6%になっています。

■ 松前町の人口の推移



単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0歳～14歳	4,226	4,165	4,136	4,069	4,034	4,002
割合(%)	13.5%	13.4%	13.3%	13.2%	13.1%	13.0%
15歳～64歳	19,004	18,663	18,395	18,079	17,868	17,718
割合(%)	60.8%	59.9%	59.1%	58.4%	57.8%	57.4%
65歳以上	8,034	8,327	8,614	8,794	8,986	9,131
割合(%)	25.7%	26.7%	27.7%	28.4%	29.1%	29.6%
総人口	31,264	31,155	31,145	30,942	30,888	30,851

資料：住民基本台帳（各年9月末）

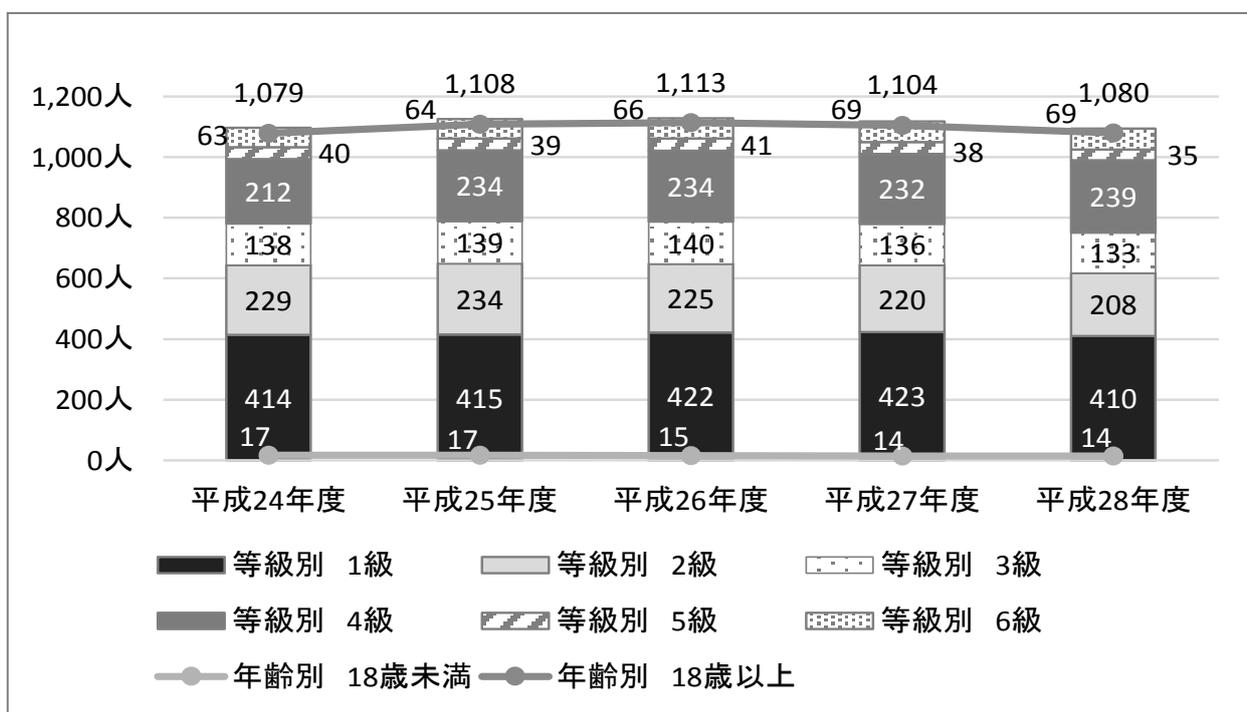
(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成 26 年度に 1,128 人まで増加しましたが、その後減少に転じ、平成 28 年度には 1,094 人となり、平成 24 年度と同様の水準でした。

等級別で見ると、一般的に重度障がいと区分される 1 級及び 2 級が半数以上でした。

障がい種別で見ると、平成 28 年度で肢体不自由が 571 人、内部機能障がい が 361 人で、この 2 つの障がい種別で 8 割強でした。

■身体障害者手帳保持者数（年齢、等級別）



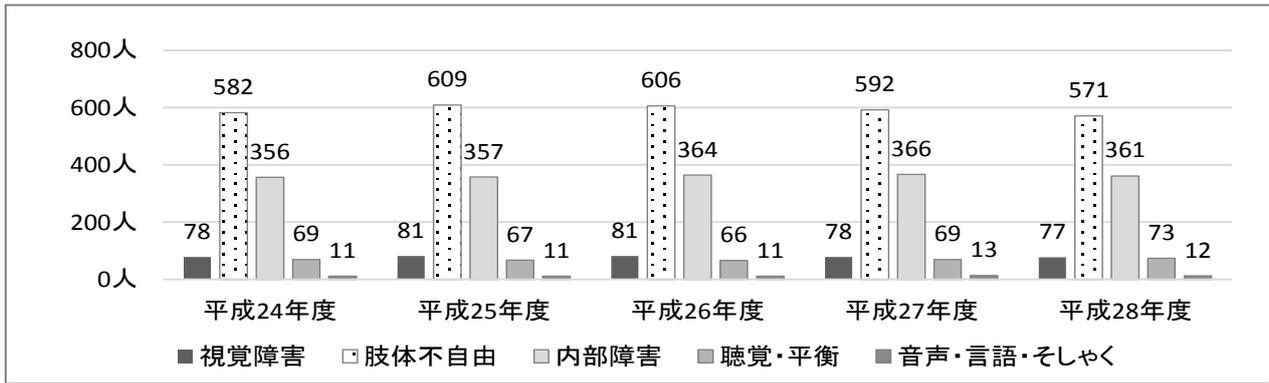
■身体障害者手帳保持者数（年齢、等級別）

単位：人

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
全	体	1,096	1,125	1,128	1,118	1,094
年 齢 別	18 歳未満	17	17	15	14	14
	18 歳以上	1,079	1,108	1,113	1,104	1,080
等 級 別	1 級	414	415	422	423	410
	2 級	229	234	225	220	208
	3 級	138	139	140	136	133
	4 級	212	234	234	232	239
	5 級	40	39	41	38	35
	6 級	63	64	66	69	69

(各年度 3 月末現在)

■ 身体障がいのある人の障がい種別の状況



■ 身体障がいのある人の障がい種別の状況

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
全 体	1,096	1,125	1,128	1,118	1,094
視覚障がい	78	81	81	78	77
肢体不自由	582	609	606	592	571
内部障がい	356	357	364	366	361
聴覚・平衡	69	67	66	69	73
音声・言語・そしゃく	11	11	11	13	12

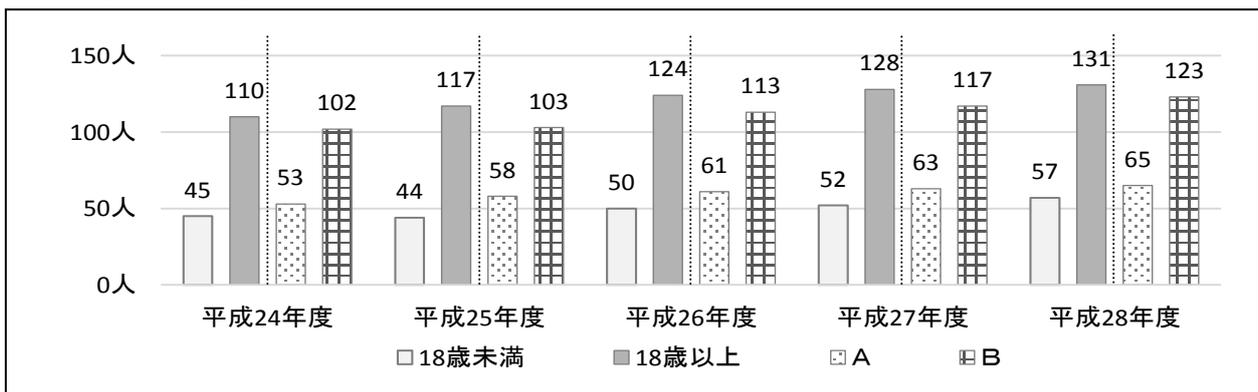
(各年度 3 月末現在)

(3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者数は、平成 24 年度以降増加を続けており、平成 28 年度では 188 人です。平成 24 年度の 155 人と比較して約 21.3% 増加しています。

また、年齢別に見ても 18 歳未満、以上ともに増加しており、今後もこの傾向が続くことが予想されます。

■ 療育手帳保持者数



■ 療育手帳保持者数

単位：人

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
全	体	155	161	174	180	188
年齢別	18 歳未満	45	44	50	52	57
	18 歳以上	110	117	124	128	131
等級別	A	53	58	61	63	65
	B	102	103	113	117	123

(各年度 3 月末現在)

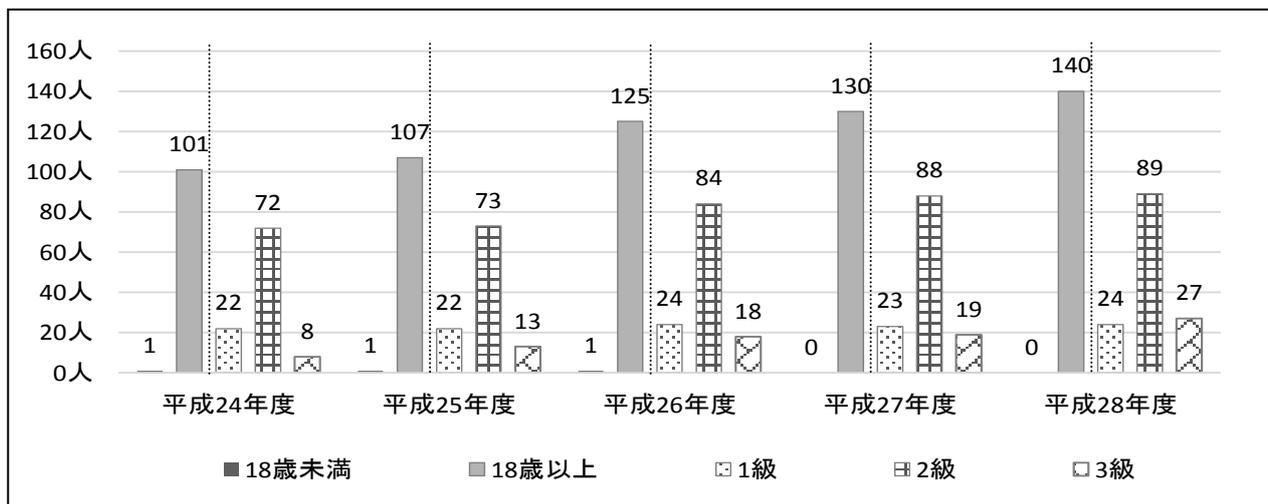
(4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 24 年度以降増加を続けており、平成 28 年度では 140 人です。平成 24 年度の 102 人と比較して約 37.3%増加しています。

年齢別に見た場合、18 歳未満は、平成 27 年度以降 0 人という状況です。また、18 歳以上は、年々増加しており、今後もこの傾向が続くことが予想されます。

等級別においては、「1 級」及び「2 級」では緩やかな変動となっているものの、「3 級」では平成 24 年度以降急激な伸びを示し、平成 24 年度から平成 28 年度にかけておよそ 3 倍以上伸びています。そのため、平成 28 年度においては「1 級」を上回る割合でした。

■精神障害者保健福祉手帳保持者数



■精神障害者保健福祉手帳保持者数

単位：人

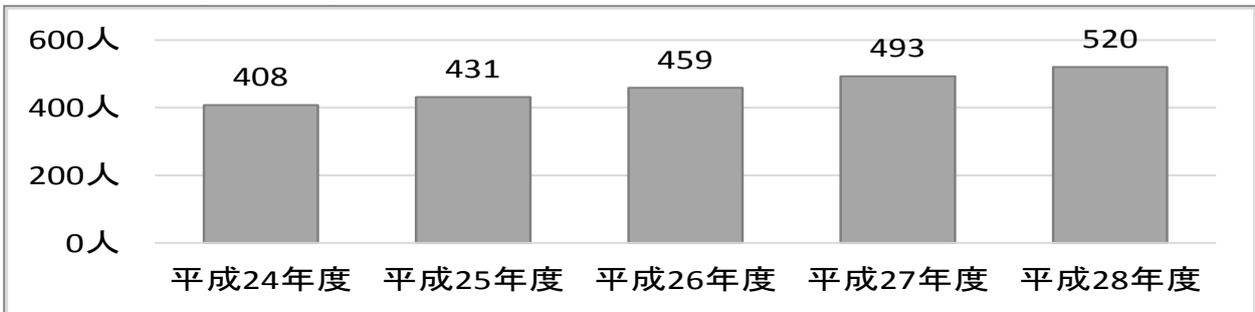
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
全 体		102	108	126	130	140
年齢別	18 歳未満	1	1	1	0	0
	18 歳以上	101	107	125	130	140
等級別	1 級	22	22	24	23	24
	2 級	72	73	84	88	89
	3 級	8	13	18	19	27

(各年度 3 月末現在)

【参考】近年は、精神障害保健福祉手帳を持っていない方の受診も増加傾向で、参考として通院受給者数の総数を示します。

自立支援医療(精神通院)受給者数については、平成 24 年度の 408 人から年々増加し、平成 28 年度には 520 人となり、約 27.5 %増加しています。

■自立支援医療(精神通院)受給者数



■自立支援医療(精神通院)受給者数

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自立支援医療(精神通院)受給者数	408	431	459	493	520

(各年度 3 月末現在)

第1章 計画の理念

1 基本理念

松前町では、第4次松前町総合計画において目指す姿を「水きらめき 笑顔あふれる ライフタウン・まさき」とし、自立、共生、飛躍のまちづくりを基本理念としたまちづくりを進めています。そして、保健福祉分野では「健やかでやさしい松前町をつくる」を目標とし、障がいがある人もない人も、誰もがお互いの個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指して施策の展開をしています。

また、国では、現在、地域の人たちが支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成や、公助・共助により助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を、目指すべき社会の一つとして示しています。

こうした国の考えは松前町の総合計画の基本理念とも合致するため、本計画の基本理念を下記のとおり定め、全ての住民が松前町に住んでよかったと思える障がい者福祉政策を進めます。

健やかで やさしい 地域社会を目指す

地域共生社会

平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「介護離職ゼロの実現」に向けた取組として「地域共生社会の実現」が設定されました。

これを受けて厚生労働省では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を打ち出しました。

地域共生社会の実現のためには、地域のあらゆる住民が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要とされています。

2 基本目標と施策体系

基本理念の実現に向けて、7つの基本目標を設定し、総合的かつ適切な支援が行えるよう各施策の展開を図ります。

障がい者基本計画の施策体系は、以下のとおりです。

基本理念 健やかで やさしい 地域社会を目指す	
基本目標	施策の方向
1 教育・育成の充実	(1) 連携体制の充実
	(2) 学校教育の充実
	(3) 生涯学習を通じた理解促進機会の充実
2 広報・啓発活動の充実	(1) 広報・啓発活動の推進
	(2) 障がい者虐待防止の啓発
	(3) 福祉教育の推進
	(4) ボランティア活動の推進
	(5) 交流・ふれあいの推進
	(6) スポーツ・レクリエーションの推進
3 地域生活の充実	(1) 障がい者及び家族の生活支援体制の整備
	(2) 施設サービスの充実
	(3) 在宅サービスの充実
	(4) 障がい者及び家族への相談支援の充実
	(5) 障がい者の消費者としての権利保護
4 医療・介護等の充実	(1) 障がいの早期発見・早期療養(育)体制の充実
	(2) 医療・介護・リハビリテーションの連携
5 雇用・就業の充実	(1) 就労支援の促進
	(2) 総合的な就労支援施策の推進
6 生活環境の充実	(1) 住みやすいまちづくりの推進
	(2) 防災・防犯対策の推進
	(3) 住宅・生活環境の整備
	(4) 交通環境の整備
7 情報・コミュニケーションの充実	(1) 情報提供の充実
	(2) コミュニケーション支援体制の充実

第2章 施策の展開

1 教育・育成の充実

松前町では、障がいのある人に対して早期からの一貫した療育や教育を提供し、一人ひとりの特性と教育的ニーズに応じた支援を行えるよう、保健・医療、福祉、教育等関係機関が連携を図り、教育の充実に努めます。さらに、社会に出ても様々な事柄を学習していけるよう各種活動を含めた生涯学習の機会づくりや場の確保に努めます。

(1) 連携体制の充実

松前町特別支援連携協議会の定期的な開催などを通して、保健、福祉と学校教育関係分野の連携を図り、充実した教育・育成の場を提供できるよう努めています。また、特別支援教育の啓発や地域住民を含めた連携を進め、生涯学習の機会の拡充や障がいのある人への理解につながるよう講習会などを開催しています。

今後も、松前町特別支援連携協議会などの機会を活用しながら、より効果的な連携方法を模索し、さらなる支援体制の充実に努めます。

(2) 学校教育の充実

学校における特別支援教育を充実させるため、専門家の派遣による巡回相談や研修会を実施し、教職員の資質向上に努めています。

今後も、障がいのある児童・生徒及び保護者の多様化する教育的ニーズに対応できるよう、幼稚園等から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校といった学校種間の引継ぎを確実にを行い、町内全体で一人ひとりの特性に応じた教育支援体制を整えていきます。

また、子どもたちが障がいのある人や高齢者に対するボランティア活動に参加できるよう配慮していきます。

(3) 生涯学習を通じた理解促進機会の充実

障がいや障がいのある人についての理解促進や障がいのある人に対する差別の解消のために各種講座や大会等を開催しています。障がいのある人が積極的に参加できるように、拠点施設のバリアフリー化を進め、また、各種大会等においては福祉関係機関との連携による手話通訳や要約筆記を依頼するなど、引き続き環境の整備に努めます。

2 広報・啓発活動の充実

障がいのある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動をはじめ、様々な社会活動に障がいのある人が参加できるようにしていくことが必要です。障がいのある人の社会活動への参加意欲を高めていくとともに、障がいのある人が参加しやすい環境を整えていくことが求められます。

そのためには、行政だけでなく、企業、NPO（特定非営利法人）等を含む全ての住民が社会活動（社会貢献活動）に対する価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、住民一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切です。

松前町では、地域で障がいのある人も地域の一員として暮らし続けていけるよう、町民の意識を高めていく広報啓発活動に努め、できるだけ自立した日常生活が営めるよう支援します。

そのために、まず、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、幅広い住民の参加による啓発活動を推進します。

(1) 広報・啓発活動の推進

「障がい」という特性に対する周知や対応についての啓発等を行います。また、障がいのある人への様々な施策を広報誌や町のホームページで積極的に情報提供を行い、広報・啓発活動を推進します。

特に「障がい者週間」では、住民の意識啓発を行うとともに、地域住民を対象とした講習会や交流会を積極的に開催していきます。

また、広報・啓発活動を積極的に推進するため、町職員及び関係機関職員に対する研修に努め、啓発活動のリーダーとして養成していきます。

(2) 障がい者虐待防止の啓発

養護者や障害者福祉施設、就業場所等の従業員等による障がい者に対する虐待が起きないように権利擁護の意識の高揚を図るとともに、早期発見につながるよう広報・啓発を推進しています。

今後も、障がいのある人虐待防止の広報・啓発活動を継続し、虐待の早期発見のために医療機関や教育機関及び児童福祉施設に対しても広報・啓発活動を実施していきます。

(3) 福祉教育の推進

障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め、理解を深めていくために、様々な機会を活用した広報・啓発活動の充実や福祉教育の推進が必要であり、学校教育の中でも交流及び共同学習等により、障がいのある人との交流を通じて、障がいに関する理解促進を図っています。

(4) ボランティア活動の推進

ボランティア活動を推進するに当たっては、近隣市町との連携を図りながら、障がいのある人の社会参加への支援や交流会の実施、ボランティア育成支援を行っています。

今後は、ボランティア活動の必要性や障がい福祉に対する啓発を行いながら、障がい福祉に関するボランティア活動を推進していくとともに、ボランティア活動を通じて障がいのある人と高齢者の連携・交流を図ることができるよう支援していきます。

(5) 交流・ふれあいの推進

文化・スポーツ大会に、障がいのある人をはじめ、全ての住民が参加できる機会を増やすことで、交流・ふれあいの啓発活動を推進するとともに、そのような場で障がいのある人自らボランティア活動に関わることによって、障がいに対する知識や障がいのある人への理解を深める機会を提供します。

また、総合福祉センターや総合文化センターなどを活用し、交流の機会を設けていきます。

(6) スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーション、文化芸術等の「余暇活動」は、人の“生活の質”を向上させる上で、重要な役割を果たします。そのため、松前町でも、毎年愛媛県障がい者スポーツ大会へ選手を派遣するなど、スポーツ、レクリエーションを推進しています。

今後、関係団体や施設等との連携を図り、スポーツ大会の周知・啓発による参加者の増加に努めるとともに、文化芸術等に関する情報を提供していきます。

3 地域生活の充実

障がいがある人が地域で暮らし続けることができるようにするためには、利用者の希望に沿って、障がいがある人の多様なニーズに対応する生活支援体制整備、福祉サービスの量的、質的な充実を図っていくことが必要となります。

障がいがある人には、それぞれに必要なとされる支援があります。そのため、障がい福祉サービスの提供体制をはじめとした障がい者支援に関する情報を得やすい仕組みを整備することで、障がいのある人が必要な支援をスムーズに利用でき、適切なサービスを受けられるようにすることが重要です。

そのためには、障がいのある人の意思決定を尊重するとともに、権利擁護に努め、関係機関の支援の資質向上を図りながら、自立と社会参加の促進に努めます。

また、様々な媒体を通して情報提供を行い、障がいがある人の生きがいづくりを支援し、豊かな地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

(1) 障がい者及び家族の生活支援体制の整備

現在、国では、障害者支援施設等に入所している人を可能な限り地域での生活に移行させ、これを支援していくことを推進しています。しかし、障がいのある人が安心して地域で暮らしていくためには、総合的な生活支援とそれを可能にする地域資源等の基盤整備が必要となります。

今後は、訪問系のサービスの充実や相談支援事業の利便性の向上を図り、障がいのある人及び家族への支援体制を強化していきます。

そのため、庁内関係課の連携及び障害者支援施設、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、松前町地域自立支援協議会の活性化を図り、体制の整備をしていきます。

(2) 施設サービスの充実

松前町障がい福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの見込量に沿いながら、障がいのある人が身近なところで利用できる施設サービスの提供体制の整備に努めていきます。

(3) 在宅サービスの充実

施設から在宅への地域移行を促進するために、在宅サービスへの移行に際しては、継続して安定した生活を送るためにも、相談支援事業所と連携し、必要なサービスにつなげていくことが重要となります。

今後も、必要な人が必要なサービスを受けられるよう、在宅サービスの周知を図るとともに、家族懇談会等の利用勧奨を積極的に行っていきます。

(4) 障がい者及び家族への相談支援の充実

障がいのある人及びその家族が安心して暮らせるまちづくりを目指し、身近なところで相談ができる環境を整え、相談支援の充実を図っています。相談員も、障がいのある人が地域の一員として暮らせるように支援しています。

今後は、各相談窓口の周知を図り、身近な窓口を増やし、必要な人が専門の窓口で相談ができるよう事業の周知と連携に取り組みます。

(5) 障がい者の消費者としての権利保護

障がいのある人同士が交流し、職場や生活上の悩み等を話し合う機会を提供し、消費者としての適正な利益が損なわれることのないよう、適切な方法で情報提供に努めます。

また、詐欺等の被害に遭わないよう注意喚起に努めます。

4 医療・介護等の充実

脳血管疾患における後遺症等の後天的障がいの予防と重度化を防止するためには疾病を予防し、あるいは早期発見、早期治療を行うことが重要です。

また、障がいのある人の高齢化によって発病のリスクも高くなるため、予防、早期発見の機会を設けることが大切で、発達障がいを含む障がいのある人に対し必要なサービスが十分提供できる体制及び家族に向けた支援体制を整えていくことが課題となっています。

そのため、これまで以上に医療機関との連携を強化し、健診により発見された疾病の重症化防止を図るとともに、障がいのある人に対して適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を提供できる体制を整えます。さらに、障がいの早期発見のための健診体制及び早期対応のための特定保健指導等、相談体制の充実を図っていきます。

(1) 障がいの早期発見・早期療養（育）体制の充実

障がいの早期発見・早期対応のため、各種健康診査、訪問指導、保健相談事業等の充実及び普及を図っています。また、うつ病等のこころの健康についての知識の普及や啓発を行っています。

乳幼児期においては、乳幼児健康診査や発達相談等の機会を捉え、発達障がいの早期発見・早期療育に向けた支援を行っています。

今後も継続して、相談事業等を通して実態把握に努め、関係部署との連携を図り、切れ目のない支援を目指します。

(2) 医療・介護・リハビリテーションの連携

医療・介護・リハビリテーションの充実を図るため、近隣市町・医療機関・福祉関係機関等との連携を図り、障がいのある人の支援を行っています。

今後も、関係機関等と連携を図る中で、精神保健福祉分野も含めて取り組むことにより、医療・介護・リハビリテーションに従事する者の確保及び資質の向上を支援します。

5 雇用・就業の充実

障がいのある人が地域で自立した生活をしていくためには、就労は、非常に重要な要素となります。障がいのある人の就労については、環境や障がい理解に基づく適切な支援体制が不十分なことなどにより、意欲と能力があっても、就労に結び付いていないのが現状です。

しかし、改正障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）により、企業・事業者には障がいを理由とした差別の禁止と合理的配慮が義務付けられ、平成 30 年 4 月 1 日からは、障がいのある人の雇用の法定雇用率が現行の 2.0%から 2.2%（民間企業の場合）へと引き上げられるなど、雇用機会が拡大していくことが予想されます。

そのため、企業や事業所等に対する障がいのある人の雇用については、県や関係機関と連携した啓発活動等を行います。また、就職した後の支援や離職後の再訓練など、障がいのある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう努めます。

（1）就労支援の促進

県、施設、関係機関等と連携を図り、事業主をはじめとする住民に対して法定雇用率の啓発や障がいのある人の就労への啓発活動を推進しています。

今後も、引き続き、障がいのある人の雇用の安定を図るために、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター（えひめ障がい者就業・生活支援センター）等との連携を図り、自立した生活ができるよう支援を行い、新しく就労施設等が開設されるなどの情報の周知・広報に努めます。

（2）総合的な就労支援施策の推進

就労支援施設等での作業活動や就労継続事業が身近な地域で展開されるよう、関係事業者と連携し、就労支援の充実を図りながら、就労支援施設等における製品開発や販売促進を地域住民とともに支援しています。

また、松前町障がい者優先調達推進方針に基づき、就労支援施設等の製品の庁内への調達推進を行うなど、引き続き就労支援に取り組みます。

6 生活環境の充実

障がいのある人が地域の中で日常生活を送り、様々な分野に積極的に参加するためには、ユニバーサルデザインの考えの下、建築物、道路、公共交通機関などにおける障壁を取り除き、全ての人にとって安全・安心かつ生活に支障のない環境を整備することが大切です。

今後も、安全・安心な環境の整備に努めるとともに、災害時の安全を確保するためにも、災害時の支援体制や避難体制の充実を図ります。

また、防犯体制については、障がいのある人が犯罪に巻き込まれないような、地域の防犯ネットワークの構築に努めます。

(1) 住みやすいまちづくりの推進

高齢者や障がいのある人が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的とする、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）や県の人にやさしいまちづくり条例等を踏まえて、町管理施設の維持管理において、点字誘導ブロックの点検・補修、階段の手すり延長工事等を行っています。

今後も、引き続き、歩道の整備や生活道路の段差解消や防犯灯の増設等に取り組み、障がいのある人が住みやすいまちづくりを進めていきます。

(2) 防災・防犯対策の推進

総合防災マップを配布して危険箇所や避難場所の周知徹底を図り、防災知識の普及に努めています。また、避難行動要支援者支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成等、災害時の障がいのある人の支援体制を構築しています。

今後も、各自主防災組織や関係機関とともに避難体制の充実を図ります。特に災害時において要支援者の避難支援を的確に行うために、個別避難計画の作成や避難訓練の実施など、地域の支援体制との連携を図ります。

また、障がいのある人が犯罪に巻き込まれないように、普段から広報・啓発活動の推進に努めます。

(3) 住宅・生活環境の整備

障がいのある人に配慮した町営住宅の整備に努め、また、民間の住宅・生活環境向上のため、県の人にやさしいまちづくり条例等の周知を図っていきます。

住宅改修に関する相談者に対しては、介護保険事業における住宅改修事業と連携を図るとともに、町営住宅については、建て替えが必要な老朽化した住宅が多いため、今後の建て替え事業で整備する住宅は、バリアフリー化を図ります。

(4) 交通環境の整備

安全で快適な通行等のため、また、移動手段の確保のため、コミュニティバス（ひまわりバス）の利用促進を図り、障害者手帳保持者の運賃を無料（町外在住は、半額）にしています。また、他の公共交通の駅やバス停などにおいて障がいのある人が利用しやすい施設整備を要請しています。

今後も、障がいのある人が移動しやすい環境づくりを推進し、公共交通事業者や関係機関への理解促進にも努めていきます。

7 情報・コミュニケーションの充実

バリアフリー新法・ユニバーサルデザインの方針に基づいた、全ての住民が安心して、暮らしやすいと感じるまちづくりを目指し、これまで、町内の公共施設等について、ハード面での整備に加え、情報提供面でも、障がいの有無にかかわらず誰でも求める情報を取得できる情報アクセシビリティの促進に努めてきました。

必要とする情報を得て自己決定することや自分の意思を広く発信することは、社会参加の機会を増やす上でも重要なことです。

そのため、今後も、聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳や要約筆記、朗読ボランティアにより、誰もが平等に求める情報を得て、情報を発信することができる環境づくりを進めます。

(1) 情報提供の充実

町のホームページや広報紙による積極的な情報提供等、障がい福祉サービスに関する情報提供体制の充実を図り、分かりやすい情報の提供に努めます。

また、家族（介助者）への情報提供の充実も図っていきます。

(2) コミュニケーション支援体制の充実

手話通訳者を派遣する手話通訳者派遣事業や朗読ボランティアなど、コミュニケーション支援体制に取り組んでいます。

今後も、障がいに応じたコミュニケーション支援体制の充実を図るため、県やボランティア、社会福祉協議会等との連携を図り、事業の周知・広報を行います。

第3部 第5期障がい福祉計画

1 第5期障がい福祉計画の基本的な考え方

本町では、平成18年度に「松前町障害者計画・松前町障害福祉計画」を策定し、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきたところです。また、「障がい福祉計画」については、法に基づき3年ごとに計画の見直しを行い、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保などに努めてきました。

このたび、「第4期松前町障害福祉計画」の計画期間が平成29年度末で終了することにより、これまでの計画の方向性を引き継ぎ、必要とする障がい福祉サービスを利用することができるよう、地域生活移行や就労支援等の課題も踏まえたサービス提供体制の整備に努めます。

2 第4期障害福祉計画の成果目標と達成状況

平成27年度に策定した第4期障害福祉計画では、国の指針に基づいて次の成果目標を設定しました。その達成状況を確認します。

本計画の策定の都合上、平成29年10月末現在の数値を使用します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針における成果目標

- 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行する。
- 施設入所者を平成25年度末時点から4%以上削減する。

第4期障害福祉計画の目標値		備考
平成25年度福祉施設入所者数	26人	平成25年度末時点の入所者数(A)
平成29年度入所者数	25人	平成29年度末時点の利用人数(B)
目標値(削減見込み)	1人	$(A) - (B) = (C)$
	3.8%	$(C) / (A)$
目標値(地域移行数)	3人	地域移行者数(D)
	11.5%	$(D) / (A)$

平成 29 年 10 月末の実績値		備考
平成 25 年度福祉施設入所者数	26 人	平成 25 年度末時点の入所者数 (A)
平成 29 年度入所者数	27 人	平成 29 年度末時点の利用人数 (B)
削減の実績値	△1 人	(A) - (B) = (C)
	△3.8%	(C) / (A)
実績値 (地域移行数)	0 人	地域移行者数 (D)
	0.0%	(D) / (A)

(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針における成果目標

- 障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備する。

第 4 期障害福祉計画の目標値		備考
地域生活支援拠点等	1 箇所	平成 29 年度末において本町の障がい者が利用できる地域生活支援拠点等数 (松山圏域又は伊予郡・市)

平成 29 年 10 月末の実績値		備考
地域生活支援拠点等	0 箇所	

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とする。

第 4 期障害福祉計画の目標値		備考
平成 24 年度一般就労移行者数	0 人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値 平成 29 年度末の一般就労移行者数	1 人	平成 29 年度末に福祉施設を退所し、一般就労する者の数

平成 29 年 10 月末の実績値		備考
実績値 平成 29 年 10 月末までに一般就労移行者数	0 人	

(4) 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針における成果目標

- 平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加することを目指す。

第 4 期障害福祉計画の目標値		備考
平成 25 年度末の就労移行支援事業所利用者数	4 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 (A)
目標値 平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者数	7 人	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 (B)
増加率	75.0%	$(B) - (A) / (A)$

平成 29 年 10 月末の実績値		備考
平成 25 年度末の就労移行支援事業所利用者数	4 人	
実績値 平成 29 年 10 月末までに就労移行支援事業を利用した者の数	6 人	
増加率	50.0%	

3 第5期障がい福祉計画の成果目標値の設定

障がいがある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に則し、目標値を設定します。

なお目標値の設定に当たっては、アンケート調査の結果や第4期計画の進捗状況を踏まえて障がいがある人の自立と社会参加を推進します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者が、グループホームや自宅等に移行し、地域で生活ができることを目指して、平成32年度における成果目標を設定します。

国の基本指針における成果目標

- 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行。
- 平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減。

松前町の目標設定

項目	目標	考え方
平成28年度末時点の入所者数(A)	28人	平成28年度末時点の施設入所者数
【目標値】 平成32年度末時点の地域生活移行者数(B)	3人	施設入所から共同生活援助(グループホームなど)へ移行した者の数
	10.7%	移行割合(B/A)
【目標値】 平成32年度末時点の削減見込み(C)	1人	施設入所者の削減見込み数
	3.5%	削減割合(C/A)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じて自立した日常生活を続けていけるよう、住まい、介護、医療、予防及び日常生活の支援が包括的にできる地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を深化・推進しています。

精神障がいのある人についても、入院医療中心から地域生活中心という政策理念を基軸としながら、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていけるよう、介護保険の地域包括ケアシステムと連携した取組に努めます。

国の基本指針における成果目標

- 平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）の設置。

松前町の目標設定

項目	目標	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	圏域又は伊予郡市等で検討

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいがある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を目指し、平成32年度における成果目標を設定します。

国の基本指針における成果目標

- 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度までに各市町村、各圏域に少なくとも1箇所を整備する。

松前町の目標設定

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	設置	既存のサービス・体制の整備状況を把握し、効果的な拠点の在り方を中心に検討します。 また、圏域のニーズや既存サービスの整備状況などを検証するため、圏域の市町、関係者、障がいのある人で検討する場を設けることを働き掛けます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進め、地域生活を送ることができるようになることを目指して、平成 32 年度における成果目標を設定します。

国の基本指針における成果目標

- 福祉施設から一般就労への移行について、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍。
- 就労移行支援事業の利用者数について、平成 32 年度末における福祉施設の利用者を、平成 28 年度末から 2 割以上増加。
- 就労移行支援事業所のうち、平成 32 年度末における就労移行率が 3 割以上の事業所を、全体の 5 割以上。
- 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% とすることを基本とする（新設）。

松前町の目標設定

項目	目標	考え方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者 (A)	2 人	平成 28 年度中において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数 (B)	4 人	平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数
【基準値】 就労移行支援事業所数 (C)	0 事業所	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業所数
【目標値】 目標年度 (平成 32 年度) の 一般就労移行者数 (D)	3 人	平成 32 年度中に、福祉施設から一般就労に移行した者の数 (D/A)
	1.5 倍	
【目標値】 目標年度 (平成 32 年度) の 就労移行支援事業の利用者数 (E)	7 人	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数 (E/B)
	75%増	
【目標値】 目標年度 (平成 32 年度) の 就労移行率 3 割以上事業所数 (F)	1 事業所	平成 32 年度末における就労移行率が 3 割以上の事業所数
	皆増	
【目標値】 平成 31 年度から 毎年度就労移行後の職場定着率 (G)	80%	各年度における就労定着支援 1 年後の職場定着率

4 アンケートから見たサービスの利用意向

アンケートから見た各種サービスの利用意向は、以下のとおりです。パーセント表示は、アンケート回答者全体又は一定の年齢層に占める割合であり、サービスの対象者に限ったものではありません。今後、利用したいサービスの回答率が高く、全てのサービスにおいてニーズがあることが分かります。

① 障がい福祉サービス

		現在、利用中のサービス				今後、利用したいサービス			
		人	全体に占める割合	18～64歳に占める割合	65歳以上に占める割合	人	全体に占める割合	18～64歳に占める割合	65歳以上に占める割合
			%	%	%		%	%	%
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	39	4.1	3.4	4.5	171	17.8	17.3	18.6
	重度訪問介護	8	0.8	1.0	0.8	101	10.5	13.2	9.7
	同行援護	11	1.1	0.3	1.5	103	10.7	14.2	9.3
	行動援護	9	0.9	1.7	0.7	105	10.9	13.6	9.5
	重度障害者等包括支援	12	1.2	0.3	1.7	103	10.7	13.9	9.5
日中活動系サービス	短期入所（ショートステイ）	39	4.1	7.5	2.7	147	15.3	19.0	13.5
	療養介護	9	0.9	0.7	1.2	104	10.8	13.9	10.0
	生活介護	62	6.5	13.6	3.7	109	11.3	14.6	10.3
	自立訓練（機能訓練）	38	4.0	3.1	4.5	94	9.8	13.6	8.0
	自立訓練（生活訓練）	16	1.7	2.0	1.5	103	10.7	15.3	8.7
	就労移行支援	6	0.6	2.0	0.0	92	9.6	15.3	6.7
	就労継続支援（A型）	21	2.2	6.8	0.2	96	10.0	16.6	6.5
	就労継続支援（B型）	29	3.0	8.5	0.5	86	8.9	13.9	6.3
	就労定着支援（新規事業）	0	0.0	0.0	0.0	78	8.1	13.9	5.3
	自立生活援助（新規事業）	0	0.0	0.0	0.0	80	8.3	13.9	5.8

		現在、利用中のサービス				今後、利用したいサービス			
		全体に占める割合	18～64歳に占める割合	65歳以上に占める割合	全体に占める割合	18～64歳に占める割合	65歳以上に占める割合		
								人	%
サービス 住居系	共同生活援助（グループホーム）	26	2.7	3.4	2.7	109	11.3	18.6	7.8
	施設入所	57	5.9	6.1	6.5	130	13.5	16.6	12.1
相談支援	計画相談支援	43	4.5	9.8	1.5	84	8.7	13.6	6.3
	地域移行支援	0	0.0	0.0	0.0	84	8.7	12.2	7.5
	地域定着支援	2	0.2	0.0	0.2	97	10.1	14.2	8.5

訪問系サービスでは、居宅介護（ホームヘルプ）の利用意向が全体的に見ても高い割合になっています。日中活動系サービスでは、高齢者（65歳以上）と生産年齢人口（18～64歳）との間に差があります。また、就労継続支援などの就労支援関連サービスに加え、自立生活援助や共同生活援助の利用意向が高くなっています。

② 地域生活支援

		現在、利用中のサービス				今後、利用したいサービス			
		全体に占める割合	18～64歳に占める割合	65歳以上に占める割合	全体に占める割合	18～64歳に占める割合	65歳以上に占める割合		
								人	%
地域生活支援事業	成年後見制度利用支援	0	0.0	0.0	0.0	111	11.6	18.6	8.0
	意思疎通支援	0	0.0	0.0	0.0	92	9.6	14.6	7.7
	日常生活用具給付	32	3.3	4.1	3.2	112	11.7	15.3	10.5
	移動支援	22	2.3	4.4	1.2	112	11.7	15.6	10.1
	日中一時支援	13	1.4	2.4	0.5	105	10.9	16.3	8.7
	訪問入浴	7	0.7	0.7	0.8	112	11.7	14.6	10.6

地域生活支援では、「成年後見制度利用支援」や「意思疎通支援」は、現在の利用者数は0人でしたが、「今後、利用したいサービス」としては多くの人に望まれていることから、潜在的なニーズがあると考えられます。

5 障がい福祉サービス等に係る見込量の設定

(1) 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

松前町においては、各サービスの利用実績や社会情勢等を勘案し、障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを設定して、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

第5期計画においても、直近の利用者の実績、今後の行政の取組や社会情勢などを勘案し、平成30年度から平成32年度までの間の利用量、利用人数の見込量を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

① 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。

単位：人・時間・%/月

	区分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
	人数	30	35	85.7	32	37	86.5	32	39	82.1
時間	884	1,302	67.9	926	1,370	67.6	925	1,442	64.1	
居宅介護 (ホームヘルプ)	人数	24			25			26		
	時間	490			488.5			519.5		
重度訪問介護	人数	3			2			2		
	時間	306.5			288.5			288.5		
同行援護	人数	3			5			4		
	時間	87.5			149			117		
行動援護	人数	0			0			0		
	時間	0			0			0		
重度障害者等包括 支援	人数	0			0			0		
	時間	0			0			0		

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率 (実績/計画値)

▽見込量の考え方

訪問系サービスの見込量の算定については、現在の利用状況や障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者等のうち地域生活への移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数及び松山圏域の状況等を勘案して算出しています。

▽計画期間の見込量

	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	人数/月	33	34	37
	時間/月	945	965	1,159
居宅介護 (ホームヘルプ)	人数/月	27	28	29
	時間/月	539	559	579
重度訪問介護	人数/月	2	2	3
	時間/月	289	289	433
同行援護	人数/月	4	4	5
	時間/月	117	117	147
行動援護	人数/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人数/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

▽確保の方策

町と民間事業所との連携を強化し、サービスの利用実態に応じて必要と見込まれる人材と事業量の確保に努めます。そのため、サービス提供事業者に各種研修会の情報を提供したり、参加を働きかけたりして、専門的人材の確保や質的向上を図ります。

② 日中活動系サービス

サービス名	内 容
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が病気などの場合に、施設へ短期間入所の必要がある障がいのある人に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療が必要で、常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般の企業で働きたい 65 歳未満の障がいがある人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 A 型 (雇用型)	一般の企業で働くことが困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	一般の企業で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援 (平成 30 年度から新設)	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がいがある人を対象とし、企業・自宅等への訪問等により対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

単位：人・日・%/月

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
短期入所 (ショートステイ)	人数	17	12	141.7	18	14	128.6	16	16	100.0
	日数	114	72	158.3	104	84	123.8	100	96	104.2
療養介護	人数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
生活介護	人数	65	70	92.9	74	73	101.4	75	76	98.7
	日数	1,328	1,470	90.3	1,459	1,533	95.2	1,506	1,672	90.1
自立訓練 (機能訓練)	人数	1	1	100.0	0	2	0.0	0	3	0.0
	日数	23	20	115.0	0	40	0.0	0	60	0.0
自立訓練 (生活訓練)	人数	1	1	100.0	2	2	100.0	0	2	0.0
	日数	22	20	110.0	25	40	62.5	0	40	0.0
就労移行支援	人数	3	7	42.9	4	8	50.0	6	9	66.7
	日数	32	140	22.9	73	160	45.6	87	180	48.3
就労継続 A 型 (雇用型)	人数	36	30	120.0	37	31	119.4	38	32	118.8
	日数	740	618	119.7	706	639	110.5	753	659	114.3
就労継続 B 型 (非雇用型)	人数	46	39	117.9	47	40	117.5	46	41	112.2
	日数	855	792	108.0	827	820	100.9	832	836	99.5

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率(実績/計画値)

▽見込量の考え方

日中活動系サービスの見込量の算定については、現在の利用状況や障がい者等のニーズ及び松山圏域の状況等を勘案して算出しています。

▽計画期間の見込量

サービス名	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所 (ショートステイ)	人数/月	18	19	20
	日数/月	112	118	125
療養介護	人数/月	1	1	1
生活介護	人数/月	78	81	84
	日数/月	1,565	1,626	1,686
自立訓練 (機能訓練)	人数/月	1	1	1
	日数/月	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	人数/月	1	2	2
	日数/月	20	40	40
就労移行支援	人数/月	7	7	7
	日数/月	101	101	101
就労継続支援 A 型 (雇用型)	人数/月	39	40	41
	日数/月	773	792	812
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	人数/月	48	50	52
	日数/月	868	904	940
就労定着支援	人数/月	1	2	3

▽確保の方策

松前町では、新たに開設した事業所を含め、就労継続支援 A 型事業所が 1 箇所、就労継続支援 B 型事業所が 3 箇所あります。アンケート調査でも就労系サービスのニーズは高く、今後も、就労支援サービスの利用者は増加するものと見込まれます。短期入所等利用実績が前回計画で見込んだ量を上回ったサービスもあるため、今後も、愛媛県や松山圏域を構成する近隣市町と連携・協働して、利用者のニーズに適切に対応するよう努めます。

また、サービス提供事業者が現在サービス利用をしている人へ必要な情報提供を行うよう調整を行うとともに、今後の新規参入サービス提供を検討している事業者に対してサービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行い、参入・事業化の促進を図ります。また、就労支援のサービス提供事業者が利用者に安定的に工賃を払えるよう、愛媛県工賃向上計画を参考に、県と連携・協力して取り組みます。

③ 住居系サービス

サービス名	内容
自立生活援助 (平成 30 年度から新設)	施設等を退所して一人暮らしを始めた人の居宅を訪問し、現状の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がいがある人に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。

単位：人・%/月

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
共同生活援助 (グループホーム)	人数	14	18	77.8	14	20	70.0	16	22	72.7
施設入所支援	人数	28	25	112.0	28	25	112.0	27	25	108.0

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率(実績/計画値)

▽見込量の考え方

居住系サービスの見込量の算定については、現在の利用状況や障がい者等のニーズ及び松山圏域の状況等を勘案して算出しています。

▽計画期間の見込量

サービス名	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助（新規）	人数/月	2	2	3
共同生活援助 （グループホーム）	人数/月	17	18	19
施設入所支援	人数/月	27	27	27

▽確保の方策

居住系サービスは、いずれも潜在的なニーズはあるものの、整備が追いついていないのが現状です。そのため、関係者間の連携の強化を図るほか、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように事業の充実を図ります。

また、新たに自立生活援助が創設されるため、サービス内容及び提供事業者について、情報の把握と利用者への提供に努め、円滑な導入に努めます。

④ 相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいがある人の課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障がいがある人に対し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	居宅で、単身等の状況で生活する障がいがある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談その他必要な支援を行います。

単位：人・%/月

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
計画相談支援	人数 (月平均)	37	—	—	43	—	—	44	—	—
	実人数	166	194	85.6	167	200	83.5	190	205	92.7
地域移行支援	人数	2	1	200.0	1	1	100.0	0	1	0.0
地域定着支援	人数	1	1	100.0	0	1	0.0	0	1	0.0

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率(実績/計画値)

▽見込量の考え方

相談支援サービスの見込量の算定については、現在の利用状況や障がい者等のニーズ及び松山圏域の状況等を勘案して算出しています。

▽計画期間の見込量

サービス名	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人数/月	45	48	51
地域移行支援	人数/年	1	1	1
地域定着支援	人数/年	1	1	1

▽確保の方策

地域での自立した日常生活及び社会生活をサポートし、障がい福祉サービスの適切な利用ができるよう町とサービス事業所との連携を強化して、相談支援事業所等の確保に努めます。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討し、サービスの量と質の確保に努めます。さらに、適切なサービス利用計画を作成するため、松前町地域自立支援協議会を活用するなど、総合的な支援をしていきます。

(2) 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて、市町村が主体的かつ柔軟に実施する事業です。地域生活支援事業には特に日常生活に欠かせないサービスとして市町村の「必須事業」に位置付けられるものと、市町村の判断によって実施する「任意事業」とがあります。

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がいがある人に対する理解を深めるための研修・啓発等を行います。

単位：実施の有無

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	—	無	有	—	無	有	—

※達成率（実績／計画値）

▽見込量の考え方

実績を勘案し、見込みました。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

▽確保の方策

広報やホームページ等により広報活動を行い、町内の障がい者団体や障がい福祉サービス事業所と連携し、事業内容の充実を図ります。

② 自発的活動支援事業

共生社会の実現を図るため、障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動に対して支援を行います。

単位：実施の有無

	実施の有無	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	—	無	有	—	無	有	—

※達成率（実績／計画値）

▽見込量の考え方

実績を勘案し、見込みました。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

▽確保の方策

地域住民等による、地域における自発的活動に対して、情報提供などの支援が行えるよう検討します。

③ 相談支援事業

障がいのある人が地域で様々な社会資源を活用しながら、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談、情報提供、サービスの調整等を障がい者等のニーズに合わせてコーディネートする事業です。

単位：箇所・件・実施の有無・%/年

	実施箇所	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
障害者相談支援事業	実施箇所	6	6	100.0	6	6	100.0	5	6	83.3
基幹相談支援センター	設置の有無	—	—	—	—	—	—	—	設置	—
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	—	無	有	—	無	有	—

資料：（平成 29 年度は、見込値）※達成率（実績／計画値）

項目	内容
障害者相談支援事業	指定相談支援事業所において、障がいがある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
市町村相談支援機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・情報提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がいのある人や精神障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行います。

▽見込量の考え方

実績を勘案し、見込みました。

▽計画期間の見込量

種類	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	実施箇所	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

▽確保の方策

障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、必要とする情報の提供やサービスの利用支援を行うため、相談支援窓口における相談支援の質を高めるとともに関係機関のネットワークを構築するなど、相談支援体制の充実に努めます。

また、相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置について検討し、松前町自立支援協議会の活性化が図られるよう努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

単位：件/年

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
成年後見制度 利用支援事業	実施件数	0	3	—	0	3	—	0	3	—

※達成率（実績／計画値）

▽見込量の考え方

実績を勘案し、見込みました。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数/年	1	1	1

▽確保の方策

障がいのある人が安心して生活を送れるように制度の周知に努め、成年後見制度の利用者に対し、必要な費用の全部又は一部の補助を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援を行います。

単位：実施の有無

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の 有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—

※達成率（実績／計画値）

▽見込量の考え方

直近での実績がないため、見込みとしてはありませんが、必要に応じて実施します。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

▽確保の方策

高齢者を所管する健康課の事業と連携し、また、地域の実情や効果的な方法について検討して、必要に応じて本事業の活用に努めます。

⑥ 意思疎通（コミュニケーション）支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や、要約筆記者等の派遣等を行う事業です。

単位：人・%/年

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
手話通訳者派遣事業	実利用者数	4	2	200.0	5	2	250.0	5	2	250.0
要約筆記者派遣事業	実利用者数	0			0			0		

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率(実績/計画値)

▽見込量の考え方

実績や障がい者等のニーズを勘案し、見込みました。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数/年	5	5	5

※団体申請含む

▽確保の方策

アンケート調査でもニーズは確実にあり、社会参加が更に促進するよう、奉仕員養成事業の実施及び手話通訳者や要約筆記者の人材育成に協力し、質の向上を図ります。また、利用しやすいよう事業内容等を広く周知し、利用者の増加を目指します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具を必要とする障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

種 目	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がいのある人用屋内信号装置等、障がいがある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の情報収集・情報伝達や意思疎通を支援する用具
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等の排せつ管理を支援する衛生品・用具
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取付け、床段差の解消など小規模な住宅改修に伴う費用の一部助成

単位：件・%/年

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
介護訓練支援用具	給付件数	3	5	60.0	5	5	100.0	3	5	60.0
自立生活支援用具	給付件数	7	10	70.0	5	10	50.0	6	10	60.0
在宅療養等支援用具	給付件数	8	7	114.3	5	7	71.4	6	7	85.7
情報・意思疎通支援用具	給付件数	1	5	20.0	7	5	140.0	0	5	0.0
排せつ管理支援用具	給付件数	462	455	101.5	502	455	110.3	654	455	143.7
住宅改修費	給付件数	1	5	20.0	0	5	0.0	0	5	0.0

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率 (実績/計画値)

▽見込量の考え方

実績や障がい者等のニーズを勘案し、見込みました。

▽計画期間の見込量

種 目	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	6	6	6
在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
排せつ管理支援用具	件/年	670	700	730
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1

▽確保の方策

日常生活用具給付等事業の実施に当たっては、給付対象用具の範囲や種目について、利用者のニーズに合致できるように適宜見直しを行います。また、制度に関する情報提供を行い、より多くの人々がサービスを利用できるように努めるとともに、他制度と調整を図りながら、適切に実施します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚・言語機能等に障がいのある人の交流活動等を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

単位：人・%/年

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
手話奉仕員 養成研修事業	受講 者数	2	2	100.0	1	2	50.0	4	2	200.0

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率(実績/計画値)

▽見込量の考え方

近年の受講者数及び養成講座修了者数を勘案し、見込みました。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	受講者数/年	2	2	2

▽確保の方策

手話奉仕員養成研修を継続し、近隣市町と連携を取りながら、養成支援に努めます。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会上不可欠な外出や社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の支援を行います。

単位：時間・%/年

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
移動支援事業	延べ時間	1,110	1,430	77.6	1,275	1,520	83.9	1,209	1,610	75.1

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率(実績/計画値)

▽見込量の考え方

実績や障がい者等のニーズを勘案し、見込みました。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実利用者数/年	22	23	24
	延べ時間/年	1,514	1,583	1,652

▽確保の方策

移動支援事業の実施に当たっては、情報提供の充実やサービス提供を行う事業所の確保に努め、利用者の多様なニーズに対応できるように、より一層サービス提供体制の充実を図ります。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいがある人の通所施設として、創作的活動や生産活動の機会を提供し、サービスの類型に応じて各種の訓練や意識啓発事業を行います。

サービスの類型	内 容
地域活動支援センターⅠ型	専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの養成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅の人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいがある人のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業です。

単位：箇所・%

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
I 型	実施箇所	0	0	—	0	0	—	0	0	—
II 型	実施箇所	0	0	—	0	0	—	0	0	—
III 型	実施箇所	0	0	—	0	0	—	0	0	—

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率(実績/計画値)

▽見込量の考え方

該当事業者もない状況のため、以下の見込みとなります。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所	無	無	無

▽確保の方策

地域活動支援センター機能強化事業については、現在該当事業者及び利用者がいない状況です。日中活動の場となる社会資源ですので、今後も事業を実施する予定の事業者に対して情報提供を行っていきます。

【任意事業】

① 訪問入浴サービス事業(日常生活支援)

地域における障がいのある人の生活を支援するため、自宅に訪問して入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持と心身機能の維持を図ります。

単位：人・%/年

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
訪問入浴サービス事業	実人数	2	3	66.7	2	3	66.7	1	3	33.3

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率(実績/計画値)

▽見込量の考え方

実績や障がいのある人のニーズを勘案し、見込みました。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	実人数/月	2	2	2

▽確保の方策

利用者は少ないながらも、継続してサービスが提供できるよう事業者と連携協力するとともに、サービス内容が低下しないよう質の向上を図ります。また、サービスを必要としている障がい者等が適切にサービスを利用できるよう周知・広報に努めます。

② 日中一時支援事業(日常生活支援)

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的休息を目的としています。

単位：人・%/年

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
日中一時支援事業	実人数	11	15	73.3	10	15	66.7	9	15	60.0

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率(実績/計画値)

▽見込量の考え方

実績や障がい者等のニーズを勘案し、見込みました。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	実人数/月	11	11	11

▽確保の方策

障がいのある人及びその世帯の状況を把握し、適正なサービス提供に努め、事業者が行うサービスの利用を希望する障がいのある人に対し、町と実施事業所等との連携によって、必要なサービス量の確保を目指します。

③ 社会参加促進事業（自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業）

障がいのある人に対して、自動車改造に要する費用の一部助成や、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成するなど、社会参加の促進を図るための支援を行います。

単位：人・%/年

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
社会参加促進事業	利用者数	0	3	0	0	3	0	0	3	0

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率 (実績/計画値)

▽見込量の考え方

近年の利用者数、障がいのある人のニーズ、傾向を勘案し、見込みました。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車運転免許取得費・ 自動車改造費助成事業	利用者数/年	1	1	1

▽確保の方策

今後も、利用者に対して、継続して事業の推進を図ることができるよう、サービス内容に関する情報提供等を行います。

第4部 第1期障がい児福祉計画

1 計画の基本的な考え方

障がい児支援に当たっては、これまで松前町で行ってきた障がい児支援を継続し、障がいがある児童の最善の利益を考慮した上で、「松前町子ども・子育て支援事業計画」とも連動しながら、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努め、障がいのある児童の健やかな成長を支援します。

2 アンケートから見たサービスの利用意向

現在利用されているサービスは、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援が多くなっています。今後利用したいサービスでは、放課後等デイサービス、障害児相談支援、保育所等訪問支援という回答が多くありました。

		現在、利用中のサービス			今後、利用したいサービス		
			全体に占める割合	18歳未満の占める割合		全体に占める割合	18歳未満の占める割合
		人	%	%	人	%	%
障がい児支援	児童発達支援	26	2.7	38.2	67	7.0	7.3
	医療型児童発達支援	1	0.1	1.8	69	7.2	14.5
	放課後等デイサービス	23	2.4	40.0	78	8.1	27.3
	居宅訪問型児童発達支援 (新規事業)	0	0.0	0.0	64	6.7	9.1
	保育所等訪問支援	1	0.1	0.0	67	7.0	12.7
	福祉型児童入所支援	0	0.0	0.0	65	6.8	10.9
	医療型児童入所支援	0	0.0	0.0	66	6.9	10.9
	障害児相談支援	13	1.4	20.0	69	7.2	14.5

3 第1期障がい児福祉計画の成果目標値の設定

障がい児支援の提供体制の整備を進めるため、平成32年度における成果目標を設定します。なお、目標の設定に当たっては、国の成果目標や、第4期障がい福祉計画の実績、地域の実情等を踏まえ設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等（新規）

国の基本指針における成果目標

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保。
- 平成30年度までに医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置。

松前町の目標設定

項目	目標	考え方
【平成32年度まで】 児童発達支援センターの設置	設置	単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も検討
【平成32年度まで】 保育所等訪問支援の体制構築	設置	単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も検討
【平成32年度まで】 児童発達支援事業所 (重症心身障がい児)	設置	単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も検討
【平成32年度までに】 放課後等デイサービス事業所 (重症心身障がい児)	設置	単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も検討
【平成30年度まで】 医療的ケア児支援の協議の場	設置	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を、圏域での設置も含め検討

4 障がい児通所給付サービスの見込量と確保の方策

(1) 障がい児支援

▽サービス内容

サービス名	内 容
児童発達支援	療育の観点から個別療育及び集団療育を行う必要がある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ訪問し、障がいがある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上・下肢又は体幹の障がいがある未就学の児童に、児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童に「障害児支援利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 (平成 30 年度から新設)	重症心身障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

単位：人・%/年

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
児童発達支援	人数	30	27	111.1	35	28	125.0	40	29	137.9
	日数	237	229	103.5	286	238	120.2	321	246	130.5
放課後等 デイサービス	人数	26	24	108.3	30	26	111.5	41	28	146.4
	日数	269	168	160.1	319	208	153.4	430	280	153.6
保育所等 訪問支援	人数	—	—	—	0	5	0.0	0	10	0.0
医療型 児童発達支援	人数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
障害児 相談支援	実人数	64	60	106.7	77	70	110.0	86	85	101.2
	人数 (ひと月)	12	—	—	12	—	—	26	—	—

資料：(平成 29 年度は、見込値) ※達成率(実績/計画値)

▽見込量の考え方

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、利用実績や障がい児・保護者のニーズ等を勘案して見込みました。

▽計画期間の見込量

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人数/月	45	50	55
	日数/月	361	402	442
放課後等デイサービス	人数/月	48	55	62
	日数/月	503	576	650
保育所等訪問支援	人数/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人数/月	0	0	0
障害児相談支援	人数/月	30	34	38
居宅訪問型児童発達支援	人数/月	1	1	1

▽確保の方策

障がいのある児童及び保護者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努め、事業者が行うサービスの利用を希望する障がいがある児童に対し、町と実施事業所等との連携によって、必要なサービス量の確保を目指します。また、居宅訪問型児童発達支援など、重症心身障がい児が地域で支援を受けられるよう、松山圏域も含めて体制づくりを検討していきます。

1 庁内推進体制

この計画を推進するに当たっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援などの福祉分野だけでなく、保健医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要となります。そのため、各関係各課との連携・調整を図りながら計画を推進します。

2 地域との連携

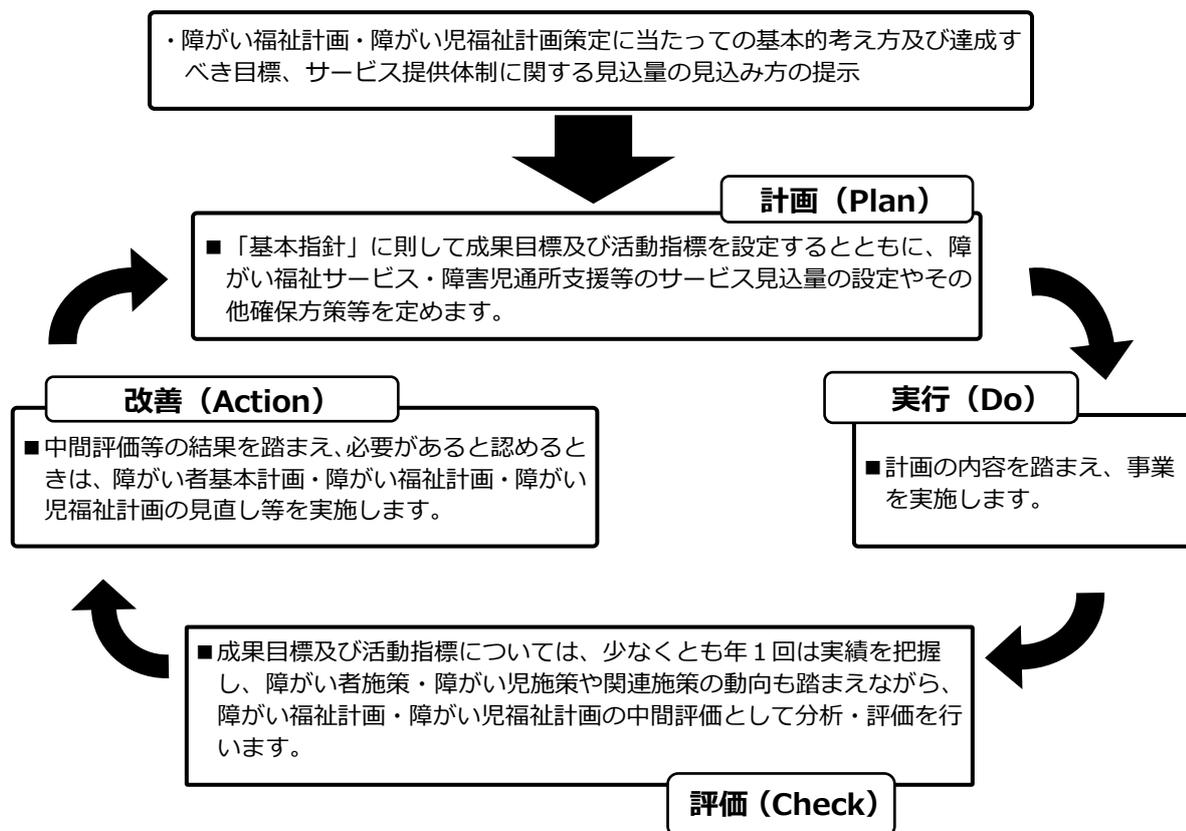
障がいのある人に対する各種の福祉政策を推進していくためには、地域住民をはじめ、福祉サービス提供事業者、ボランティア団体、NPO（特定非営利法人）、民間企業、関係機関等との広範な連携協働が不可欠となります。そのため、松前町松前町地域自立支援協議会を中心とする地域の各福祉活動グループ機関等との連携・協働体制づくりを推進します。

3 計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら、本計画を推進します。

また、計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、松前町地域自立支援協議会において、本計画の実施状況を点検・評価します。

PDCA サイクルのプロセスのイメージ



1 アンケート調査結果

調査の方法

- 調査対象：平成 29 年 5 月 1 日現在、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は児童発達支援等受給者証をお持ちの児童の保護者
- 調査期間：平成 29 年 7 月 18 日～平成 29 年 8 月 2 日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収状況：

配布数	回収数	回収率
1,431 票	961 票	67.2%

この報告書の留意点

この報告書の分析結果を読む際の留意点は、以下のとおりです。

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
 - 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
 - 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第 2 位以下を四捨五入し、小数第 1 位までを表記します。このため、全ての割合の合計が 100%にならないことがあります。
- また、複数回答（2 つ以上選ぶ問）の設問では、全ての割合の合計が 100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は、四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。
 - 質問文を一部省略しています。
 - グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。

アンケート票

問1 お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つだけ）

- | | |
|------------------------|----------|
| 1. 本人（この調査票が郵送された宛名の方） | 2. 本人の家族 |
| 3. 家族以外の介助者 | |

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人（この調査票の対象者：障がいのある方）の状況などについて、お答えください。

あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

問2 あなたの年齢をお答えください。（平成29年5月1日現在）

満 歳

問3 あなたの性別をお答えください。（○は1つだけ）

1. 男性 2. 女性

問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。（○は1つだけ）

1. 松前 2. 北伊予 3. 岡田 4. 松前町以外

問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 父母・祖父母・兄弟 2. 配偶者（夫または妻）
3. 子ども 4. 一人で暮らしている
5. グループホーム・福祉施設などに 6. その他（ ）
入所している

あなたの障がいなどの状況について

問6 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。持っている場合は手帳に記載された級数をお答えください。（○は1つだけ）

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級
5. 5級 6. 6級 7. 持っていない

問7 身体障害者手帳をお持ちの場合、主な障がいをお答えください。（○は1つだけ）

1. 視覚障がい 2. 聴覚・平衡機能障がい
3. 音声・言語・そしゃく機能障がい 4. 肢体不自由
5. 内部障がい（1.～4.以外）

問8 あなたは療育手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

1. A 2. B 3. 持っていない

問9 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。また自立支援医療費(精神通院)の助成を受けていますか。それぞれにお答えください。(〇は1つだけ)

①精神障害者保健福祉手帳	1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 持っていない
②自立支援医療費(精神通院)の助成	1. 受けている 2. 受けていない

問10 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(〇は1つだけ)

※難病(特定疾患)とは、「特定疾患医療受給者証」や「小児慢性特定疾患医療受給者証」が交付される疾病をいいます。

1. 受けている	2. 受けていない
----------	-----------

問11 あなたは専門相談機関や医療機関で発達障がいと指摘や診断をされたことがありますか。(〇は1つだけ)

※発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。

1. ある	2. ない
-------	-------

問12 あなたは医療機関で高次脳機能障がいと診断されたことがありますか。(〇は1つだけ)

※高次脳機能障がいとは、一般に、脳に損傷を受け生じる記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどで、「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

1. ある	2. ない
-------	-------

問13 以下のうち、あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。

(あてはまるものすべてに〇)

1. 受けていない	2. 服薬管理
3. ストーマ(人工肛門・人工膀胱)	4. 透析
5. 吸入	6. 吸引
7. 胃ろう・腸ろう	8. 鼻腔経管栄養
9. カテーテル留置	10. 気管切開
11. 中心静脈栄養(I V H)	12. 人工呼吸器(レスピレーター)
13. 酸素療法	14. その他()

問14 次の日常生活の動作で介助が必要なものをお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 食事・トイレ・入浴などの生活動作	2. 外出
3. お金の管理	4. 薬の管理
5. その他 ()	6. 必要ない

⇒ 「6. 」と回答された方は問16へ

【問14で「1.」～「5.」と回答された方にお聞きします。】

問15 あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。(○は1つだけ)

1. 父母・祖父母・兄弟 2. 配偶者 (夫または妻) 3. 子ども	4. ホームヘルパーや施設の職員 5. その他の人 (ボランティア等)	▶ 問16へ
------------------------------------------	----------------------------------------	--------

【「1.」～「3.」と回答された方】

問15-①へ

【問15で「1.」～「3.」と回答された方にお聞きします。】

問15-① あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢(平成29年5月1日現在の年齢を記入)、性別(○は1つだけ)をお答えください。

まん	さい	せいべつ	だんせい	じょせい
満	歳	性別	1. 男性	2. 女性

問15-② 介助をしている方が、困っていることはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 買物など、外出ができない	2. 仕事を続けられない
3. 精神的、体力的に疲れる	4. 自分の時間が持てない
5. 経済的に負担がかかる	6. 自分の病気などに、助けがない
7. 相談にのってくれる人がいない	8. その他 ()

【ここからすべての方にお聞きします。】

住まいや暮らしについて

問16 あなたのお住まいは次のうちどれになりますか。(○は1つだけ)

※ 入院中や寄宿舎等に入っている方は、帰宅先について、お答えください。

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 1. 自分や家族の持ち家
(分譲マンションを含む) | 2. 民間賃貸住宅
(賃貸アパート、マンション) |
| 3. 社宅・職員寮等 | 4. 公営住宅(県営住宅、町営住宅) |
| 5. 貸間(下宿) | 6. グループホーム・福祉施設 |
| 7. その他() | |

問17 あなたが地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1. 障がい者に適した住居の確保 | 2. 経済的な負担の軽減 |
| 3. 相談対応等の充実 | 4. 地域住民等の理解 |
| 5. 必要なサービスが適切に利用できること | 6. 生活訓練等の充実 |
| 7. 在宅で医療的ケアを適切に受けられること | 8. その他 |
| 9. わからない | () |

にっちゅうかつどう しごと
日中活動や仕事について

とい 問18 あなたは、日中の生活をどのように過ごされていますか。(あてはまるものすべてに○)

だいひつ ばあい しょう かがた ほんにん いけん きにゅう
 ※代筆の場合は、障がいのある方ご本人の意見を記入してください。

1. 常勤で仕事をしている (自営業を含む)	→	とい 問18-①へ
2. パートタイムやアルバイト (内職を含む) の仕事をしている		
3. 仲間と一緒に施設などで仕事をしている	→	とい 問19へ
4. 介護や訓練を受ける施設などに通っている		
5. 介護保険の通所サービスに通っている		
6. 学校に通っている		
7. 病院等のデイケアに通っている	→	とい 問18-②へ
8. 同じ障がいのある人たち同士の活動・集まりに通っている		
9. 家事・育児・介護		
10. 家庭内で過ごしている	→	とい 問19へ
11. その他 ()		

ふくすうかいとう ばあい しつもん かいとう
 ※複数回答された場合は、それぞれあてはまる質問に回答してください。

【問18で、「1.」、「2.」のいずれかに回答された方にお聞きします。】

とい 問18-① あなたは現在の仕事をどのようにして見つけられましたか。
 (あてはまるものすべてに○)

1. ハローワーク	2. 学校の紹介
3. 直接自分で探した	4. 知人・縁故関係
5. 職業訓練校の紹介	6. 障がい者就業・生活支援センター
7. サービスを受けているところ	8. 相談支援事業者
9. 障がい発生以前より働いていた	10. その他 ()

かいとう あと とい すす
 ※回答の後は、問19へ進んでください。

【問18で、「7.」～「10.」のいずれかに回答された方にお聞きします。】

問18-② 仕事をしていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 1. 年齢のため (学生・高齢) | 2. 障がいなどで、できる仕事がない |
| 3. 求職中または職業訓練中である | 4. 働きたいが、どこに相談すればよいか分からない |
| 5. 希望にあった仕事がない | 6. 仕事をする必要がない |
| 7. 働く意欲がもてない | 8. 障がいに対する理解に不安がある |
| 9. 入院・入所しているため | 10. 現状に満足している |
| 11. その他 () | |

【ここからすべての方にお聞きします。】

問19 あなたは今後、どのような就労形態で働きたいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 一般就労 | 2. 就労継続支援 (A型) |
| 3. 就労継続支援 (B型) | 4. わからない |
| 5. 特に希望はない | 6. その他 () |

問20 あなたは、障がい者の就労支援として、今後どのようなことが重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1. 通勤手段の確保 | 2. 職場でのバリアフリー等の配慮 |
| 3. 職場の障がい者への理解 | 4. 技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実 |
| 5. 学校での訓練や進路指導の充実 | 6. 就労後の職場と支援機関の連携 |
| 7. 仕事についての職場外での相談対応、支援 | 8. その他 () |
| 9. わからない | |

問21 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. ほぼ毎日外出する | 2. 1週間に数回外出する |
| 3. めったに外出しない | 4. まったく外出しない |

問22 外出するときの主な移動手段は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 一人で車、自転車、徒歩などで移動している
2. 一人で公共交通機関(列車、バス等)を利用している
3. 家族、知人等と一緒に移動している
4. 障がい福祉や介護保険などのサービスを利用して、介護者と一緒に移動している
5. 外出することがない
6. その他 ()

問23 外出するときに困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 公共交通機関が少ない(ない) | 2. 道路や建物、列車やバスに階段や段差が多い |
| 3. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい | 4. 介助者が確保できない |
| 5. 外出にお金がかかる | 6. 周囲の目が気になる |
| 7. 発作など突然の身体の変化が心配 | 8. 困ったときにどうすればいいのかが心配 |
| 9. その他 () | 10. 特にない |

災害時の避難等について

問24 あなたは、避難行動要支援者名簿に登録していますか。(○は1つだけ)

※避難行動要支援者名簿とは、民生委員や自主防災会の方々が日頃から災害時に避難支援が必要な方を見守るために、その方の情報を共有する名簿です。

1. 登録している
2. 名簿は知っているが、登録はしていない
→登録していないのはなぜですか。
(理由:)
3. 名簿の存在を知らない

問25 地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 一人で安全なところまで、避難することができない
2. 被害状況などの情報がすぐにわからない
3. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安
4. 薬をもらうことや治療を受けることができない
5. 補装具の使用が困難になる
6. 助けてくれる人がいない
7. その他 ()
8. 特にない

悩みや相談について

問26 あなたは、今、悩んでいることや、わからないで困っていることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 自分の障がいや病気に関すること | 2. 福祉制度の内容・利用方法 |
| 3. 家族からの自立(独立) | 4. 生活費などのやりくり(金銭管理) |
| 5. 進学や訓練、就職など進路のこと | 6. 職場や仕事のこと |
| 7. 趣味やスポーツなど余暇の過ごし方 | 8. 災害など緊急時の対応 |
| 9. 家族がいなくなったときの生活 | 10. 成年後見制度に関すること |
| 11. その他 () | 12. 特にない |

問27 相談支援体制について、どのようなことの充実を望みますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 福祉の専門職を配置した相談窓口の充実
2. 同じ障がいを持つ相談員によるカウンセリング
3. 身近な場所に開設される福祉なんでも相談
4. 休日や夜間の電話相談
5. 家族の悩みを受け止める家族相談員
6. 子どもの療育・発達支援に関する専門的な相談
7. 就職や就職後の支援に関する専門的な相談
8. その他 ()
9. 特にない

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。
 (1～34 のあてはまる数字すべてに○)※次のページにも続いています。
 ※サービスの内容については別紙「各サービスの概要」を参照してください。

障がい福祉サービス等 【共】：障がい者と障がい児ともに対象 【児】：障がい児が対象	現在 利用中	今後 利用したい ※今は利用していない
居宅介護（ホームヘルプ） 【共】	1	1
重度訪問介護	2	2
同行援護 【共】	3	3
行動援護 【共】	4	4
重度障害者等包括支援 【共】	5	5
短期入所（ショートステイ） 【共】	6	6
療養介護	7	7
生活介護	8	8
自立訓練（機能訓練）	9	9
自立訓練（生活訓練）	10	10
就労移行支援	11	11
就労継続支援（A型）	12	12
就労継続支援（B型）	13	13
就労定着支援 【新規事業】		14
自立生活援助 【新規事業】		15
共同生活援助（グループホーム）	16	16
施設入所	17	17
児童発達支援 【児】	18	18
医療型児童発達支援 【児】	19	19
放課後等デイサービス 【児】	20	20
居宅訪問型児童発達支援 【新規事業】 【児】		21
保育所等訪問支援 【児】	22	22
福祉型児童入所支援 【児】	23	23
医療型児童入所支援 【児】	24	24
計画相談支援	25	25

<small>しょう しょう しょう しょう しょう</small> 障がい福祉サービス等 <small>しょう しょう しょう しょう しょう</small> 【共】：障がい者と障がい児ともに対象 <small>しょう しょう しょう しょう しょう</small> 【児】：障がい児が対象	<small>げんざい りようちゆう</small> <u>現在 利用中</u>	<small>こんご りよう</small> <u>今後 利用したい</u> <small>いま りよう</small> ※今は利用していない
<small>しょうがいじそだんしえん</small> 障害児相談支援	26	26
<small>ちいまいこうしえん</small> 地域移行支援	27	27
<small>ちいきていちゃくしえん</small> 地域定着支援	28	28
<small>ちようじぎょう せいねんこうけんせいどりようしえん</small> (町事業) 成年後見制度利用支援	29	29
<small>ちようじぎょう いしそつうしえん</small> (町事業) 意思疎通支援	30	30
<small>ちようじぎょう にちじょうせいかつようくきゅうふ</small> (町事業) 日常生活用具給付	31	31
<small>ちようじぎょう いどうしえん</small> (町事業) 移動支援	32	32
<small>ちようじぎょう にちちゅういちじしえん</small> (町事業) 日中一時支援	33	33
<small>ちようじぎょう ほうもんにゆうよく</small> (町事業) 訪問入浴	34	34

問32 しょう しょう しょう しょう しょう 障がい福祉サービスを利用して不満に思うことがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

<ol style="list-style-type: none"> 1. <small>ないよう しょう とくせい</small> サービス内容が障がい特性にあっていない 2. <small>みぢか りよう</small> 身近なところでサービスを利用できない 3. <small>りよう ひ じかん りよう</small> 利用したい日・時間に利用できない 4. <small>きゅう へんこう おう</small> 急な変更に応じてもらえない 5. <small>じぎょうしょ たんとくしゃ たいおう よ</small> 事業所などの担当者の対応が良くない 6. <small>ないよう かん じょうほう すく</small> サービス内容に関する情報が少ない 7. <small>そうだん てつづ じかん めんどう</small> 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい 8. <small>しょうがいしえんくぶん にんてい ぎもん</small> 障害支援区分の認定に疑問がある 9. <small>こうれいしゃ かいごほけんせいど ゆうせん りよう せいげん</small> 高齢者は介護保険制度が優先されるため、利用が制限される 10. その他 () 11. <small>とく りよう せいど</small> 特にない、利用している制度・サービスはない

問33 かいごほけん ようかいごにんてい う かいご りよう 介護保険の要介護認定を受け、介護サービスを利用していますか。(○は1つだけ)

<ol style="list-style-type: none"> 1. <small>りよう</small> 利用している 2. <small>りよう</small> 利用していない

しょう しゃし さく ぜんぱん
障がい者施策全般について

問34 しょう しゃ じりつ せいかつ おく ぎょうせい じゅうじつ
障がい者が自立した生活を送るために、行政はどのようなことを充実させるべきだとお
かんが
考えですか。(あてはまるものすべてに○)

1. いりょう たいせい じゅうじつ
医療・リハビリテーション体制を充実する
2. ざいたく じゅうじつ
ホームヘルプサービスなど在宅サービスを充実する
3. せいかつ ば かくほ
グループホームなど生活の場を確保する
4. にっちゅうかつどう ば いばしょ しせつ じゅうじつ
日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する
5. けいざいてきしえん じゅうじつ
経済的支援を充実する
6. しょう こ ひとり じょうきょう おう てきせつ しどう きょういく すす
障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じて、適切な指導・教育を進める
7. いっぱんきぎょう はたら むずか しょう しゃ はたら ば かつどう ば じゅうじつ
一般企業などで働くことが難しい障がい者の働く場、活動の場を充実する
8. しょう しゃ りかい ふか けいはつかつどう ふくしきょういく こうりゅう じゅうじつ
障がい者への理解を深めるための啓発活動や福祉教育、交流を充実する
9. しょう しゃ がいしゆつ すす
障がい者が外出しやすいまちづくりを進める
10. その他 ()
11. わからない

※18歳以上の方は、問40の自由記入欄に進んでください。

しょう じ しえん
障がい児への支援について

※18歳未満の方は、以下の問いにも答えてください。

問35 がっこう こま
学校のことで困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. いどうしゆだん かくほ むずか
移動手段の確保が難しい
2. かいじょしゃ え
介助者が得にくい
3. コミュニケーションがとりにくい
4. たてもの せつび しょう はいりよ
建物や設備が障がい者に配慮されていない
5. しょう じょうきょう とくせい おう きょういく しどう そうだん
障がいの状況や特性に応じた教育・指導・相談などをしてもらえない
6. せんせい しょう かん ちしき けいけん りかい じゅうぶん
先生の障がいに関する知識や経験、理解が十分でない
7. いりょうてき じゅうぶん う
医療的ケアが十分に受けられない
8. その他 ()
9. とく こま
特に困っていることはない

問36 放課後や休みの日などは、どのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 友だちと外で遊んだりスポーツをする | 2. 部活やサークル活動に参加する |
| 3. 塾や習い事に行く | 4. 公民館や図書館などで過ごす |
| 5. 家や福祉施設の中で過ごす | 6. 放課後等デイサービスで過ごす |
| 7. 放課後児童クラブで過ごす | 8. その他 |
| () | |

問37 中学・高校などの卒業後の進路はどのようにお考えですか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. さらに上の学校などで勉強を続けたい | 2. 職業などの訓練校に行きたい |
| 3. 福祉施設や作業所などに行きたい | 4. 一般の会社やお店などで働きたい |
| 5. 家の仕事を手伝いたい | 6. その他 |
| 7. わからない | () |

問38 将来、働くことについてどのようにお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-------------------------------------------------|
| 1. 障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい |
| 2. 障がい者が働くことを前提とした訓練があるなど、職場自体が障がいに配慮された環境で働きたい |
| 3. 一般の職場ではなく福祉施設や作業所で仲間と生産活動をしたい |
| 4. 障がいや病気などで働くことができない |
| 5. 働きたくない、働くつもりはない |
| 6. わからない、まだ考えたことがない |
| 7. その他 () |

問39 障しょうがいのある子どものために、特とくに重要じゅうようと思うものは何なんですか。
(あてはまるものすべてに○)

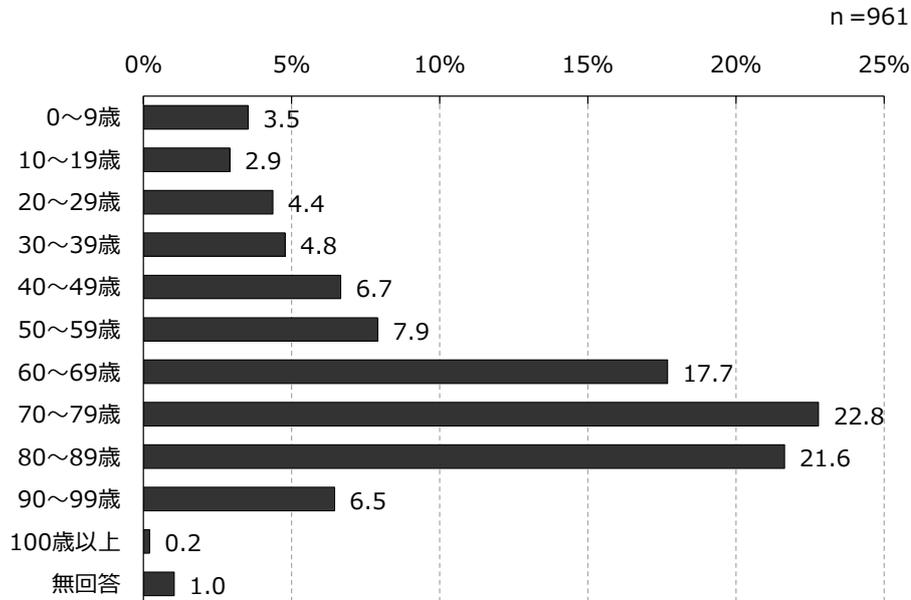
1. 乳幼児健診にゅうようじけんしんの充実じゅうじつ
2. 発育・発達上はついく はつたつじょうの課題かだいの早期発見そうきはっけん・診断しんだん
3. 相談対応そうだんたいおうの充実じゅうじつ
4. 家庭訪問かていほうもんによる相談・指導そうだん しどう
5. 地域ちいきにおける療育りょういく、リハビリテーション体制たいせい
6. 通園施設つうえんしせつの設備せつび・教育内容等きょういくないようとうの充実じゅうじつ
7. 保育所ほいくしょや幼稚園ようちえんでの受入れ体制うけい たいせい
8. 小・中学校しょう ちゅうがっこう、高校こうこうでの教育機会きょういく きかいの拡充かくじゅう
9. 特別支援学校とくべつしえんがっこうの設備せつび・教育内容等きょういくないようとうの充実じゅうじつ
10. 通学つうがく・通園時つうえんじの介助かいじょ・付添いつきそ
11. 放課後児童クラブほうかごじどうや休日等きゅうじつとうの居場所づくりいばしょ
12. 安心して遊べる機会あんしん あそ きかいや場の確保ば かくほ
13. 地域社会ちいきしゃかいと関わる機会かか きかいや環境かんきょうづくり
14. 保護者ほごしゃが介助かいじょ・支援しえんできないときの一時的な見守りいちじてき みまちや介助かいじょ
15. その他た ()
16. わからない

問40 最後さいごに、まちづくりや行政ぎょうせいの取り組みとくについて、ご意見いけんがありましたら、自由じゆうにご記入きにゅうください。

主な結果

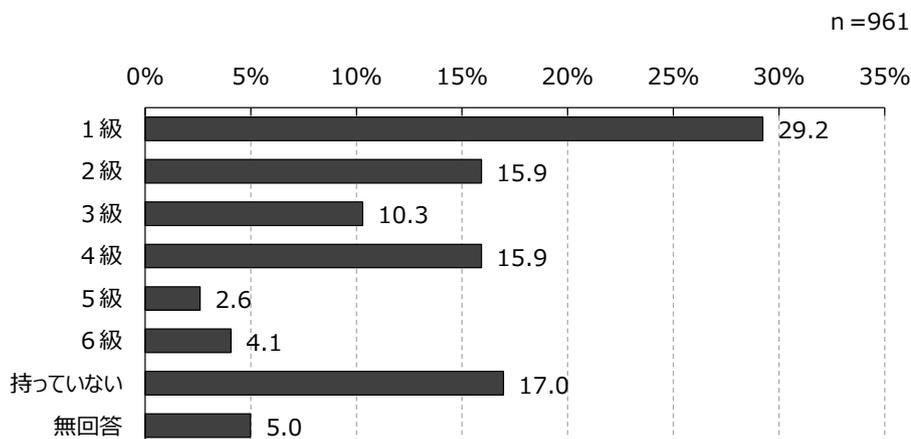
問2 あなたの年齢をお答えください（平成29年5月1日現在）

「70～79歳」が22.8%で最も多く、次いで「80～89歳」が21.6%、「60～69歳」が17.7%、「50～59歳」が7.9%、「40～49歳」が6.7%でした。



問6 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。持っている場合は手帳に記載された級数をお答えください

「1級」が29.2%で最も多く、次いで「2級」及び「4級」が15.9%、「3級」が10.3%となっています。身体障害者手帳以外の手帳を持っているが身体障害者手帳を「持っていない」が17.0%となっています。



単位：人・%

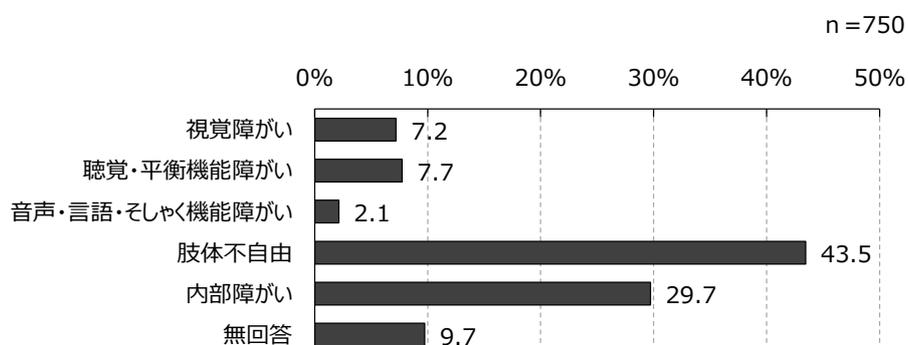
	全体 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持って いない	無回答
0～9歳	34人	11.8	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	82.4	2.9
10～19歳	28人	10.7	10.7	3.6	3.6	0.0	3.6	57.1	10.7
20～29歳	42人	9.5	7.1	2.4	4.8	0.0	0.0	69.0	7.1
30～39歳	46人	15.2	21.7	2.2	8.7	0.0	0.0	41.3	10.9
40～49歳	64人	15.6	12.5	6.3	6.3	0.0	6.3	39.1	14.1
50～59歳	76人	18.4	26.3	5.3	7.9	5.3	2.6	25.0	9.2
60～69歳	170人	36.5	16.5	9.4	20.6	2.4	5.3	7.6	1.8
70～79歳	219人	42.0	15.5	14.2	18.3	2.3	2.7	3.7	1.4
80～89歳	208人	32.2	15.4	15.4	23.6	3.4	5.8	1.4	2.9
90～99歳	62人	29.0	22.6	12.9	14.5	4.8	8.1	4.8	3.2
100歳以上	2人	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0

【考察】

身体障害者手帳の保持率は、高齢になるほど高くなり、等級も高くなっています。

問7 身体障害者手帳をお持ちの場合、主な障がいをお答えください

「肢体不自由」が43.5%で最も多く、次いで「内部障がい」が29.7%、「聴覚・平衡機能障がい」が7.7%、「視覚障がい」が7.2%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が2.1%となっています。



n=身体障害者手帳保持者数

単位：人・%

	全体 (人)	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	無回答
全体 (%)	750	7.2	7.7	2.1	43.5	29.7	9.7
0～9歳	5	0.0	0.0	20.0	40.0	40.0	0.0
10～19歳	9	0.0	11.1	11.1	22.2	22.2	33.3
20～29歳	10	0.0	10.0	10.0	60.0	10.0	10.0
30～39歳	22	0.0	13.6	0.0	40.9	31.8	13.6
40～49歳	30	0.0	6.7	0.0	33.3	36.7	23.3
50～59歳	50	4.0	8.0	2.0	42.0	28.0	16.0
60～69歳	154	5.2	7.1	1.3	47.4	33.1	5.8
70～79歳	208	6.7	4.3	2.4	45.7	32.7	8.2
80～89歳	199	11.6	9.0	1.5	42.7	27.1	8.0
90～99歳	57	10.5	15.8	3.5	35.1	22.8	12.3
100歳以上	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

※全体の人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

【考察】

どの年代においても、肢体不自由の割合が高くなっています。

問8 あなたは療育手帳をお持ちですか

「B」が9.2%、「A」が7.7%となっています。「持っていない」は療育手帳以外の手帳を持っている方です。



単位：人・%

	全体 (人)	A	B	持っていない	無回答
全体 (%)	961	7.7	9.2	69.6	13.5
0～9 歳	34	23.5	32.4	41.2	2.9
10～19 歳	28	32.1	53.6	14.3	0.0
20～29 歳	42	26.2	47.6	19.0	7.1
30～39 歳	46	8.7	23.9	58.7	8.7
40～49 歳	64	21.9	15.6	50.0	12.5
50～59 歳	76	11.8	17.1	60.5	10.5
60～69 歳	170	2.9	2.4	82.4	12.4
70～79 歳	219	4.1	1.4	76.3	18.3
80～89 歳	208	1.4	0.0	84.6	13.9
90～99 歳	62	3.2	0.0	83.9	12.9
100 歳以上	2	0.0	0.0	50.0	50.0

※全体の人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

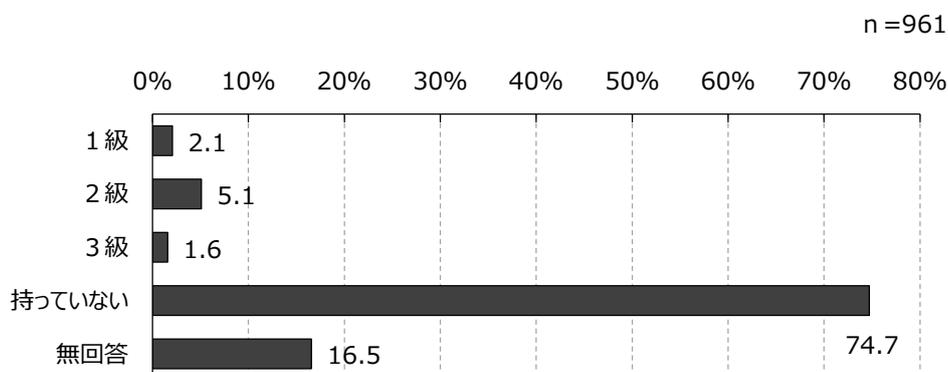
【考察】

療育手帳保持率は、年齢の低い方の割合が高くなっています。

問9 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。また自立支援医療費（精神通院）の助成を受けていますか。

「2級」が5.1%、「1級」が2.1%、「3級」が1.6%となっています。「持っていない」の回答は精神障害者保健福祉手帳以外の手帳を持っている方です。

① 精神障害者保健福祉手帳



単位：人・%

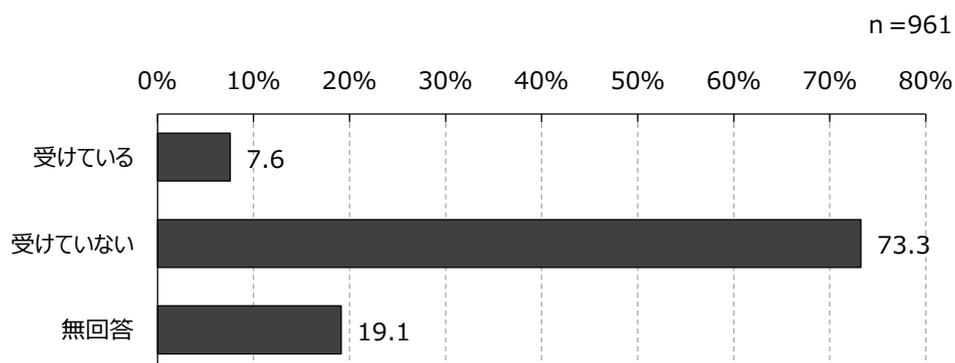
	全体 (人)	1級	2級	3級	持っていない	無回答
全体 (%)	961	2.1	5.1	1.6	74.7	16.5
0～9歳	34	0.0	0.0	0.0	97.1	2.9
10～19歳	28	0.0	0.0	0.0	89.3	10.7
20～29歳	42	2.4	4.8	2.4	85.7	4.8
30～39歳	46	0.0	19.6	6.5	63.0	10.9
40～49歳	64	0.0	18.8	7.8	62.5	10.9
50～59歳	76	5.3	15.8	3.9	65.8	9.2
60～69歳	170	2.9	4.7	0.6	76.5	15.3
70～79歳	219	3.7	2.3	0.5	74.0	19.6
80～89歳	208	0.5	0.5	0.5	77.4	21.2
90～99歳	62	0.0	0.0	0.0	77.4	22.6
100歳以上	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0

※全体の人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

【考察】

精神障害者保健福祉手帳の保持率は、30代から50代の方の割合が高くなっています。

② 自立支援医療費(精神通院)の助成



	全体 (人)	受けて いる	受けて いない	無回答
全体 (%)	961	7.6	73.3	19.1
0～9 歳	34	5.9	82.4	11.8
10～19 歳	28	0.0	82.1	17.9
20～29 歳	42	7.1	73.8	19.0
30～39 歳	46	28.3	60.9	10.9
40～49 歳	64	25.0	64.1	10.9
50～59 歳	76	19.7	68.4	11.8
60～69 歳	170	7.6	74.1	18.2
70～79 歳	219	3.2	75.8	21.0
80～89 歳	208	1.0	76.0	23.1
90～99 歳	62	3.2	75.8	21.0
100 歳以上	2	0.0	0.0	100.0

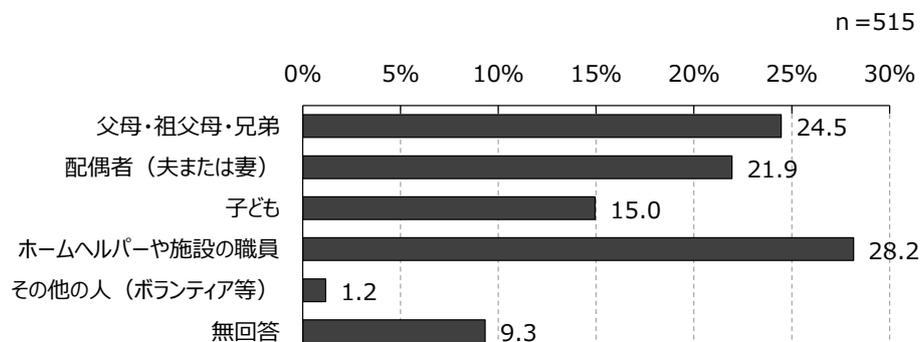
※全体の人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

【考察】

自立支援医療費(精神通院)の助成は、“働き盛り”の30代から50代が高い割合となっています。就労によるものも要因の一つと推察されます。

問 15 あなたを介助してくれる方は主にどなたですか

問 14 で日常生活で介助が必要と回答した方のうちで、「ホームヘルパーや施設の職員」が 28.2% で最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟」が 24.5%、「配偶者（夫または妻）」が 21.9%、「子ども」が 15.0%、「その他の人（ボランティア等）」が 1.2%でした。



単位：人、%

	全体 (人)	父母・祖父母・兄弟	配偶者 (夫または妻)	子ども	ホームヘルパーや施設の職員	その他の人 (ボランティア等)	無回答
全体 (%)	515	24.5	21.9	15.0	28.2	1.2	9.3
0～9 歳	28	96.4	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0
10～19 歳	24	91.7	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3
20～29 歳	27	88.9	3.7	0.0	7.4	0.0	0.0
30～39 歳	20	60.0	20.0	0.0	5.0	0.0	15.0
40～49 歳	33	48.5	6.1	0.0	42.4	0.0	3.0
50～59 歳	36	25.0	16.7	2.8	44.4	2.8	8.3
60～69 歳	72	12.5	41.7	5.6	27.8	0.0	12.5
70～79 歳	102	2.0	43.1	13.7	26.5	2.0	12.7
80～89 歳	120	3.3	20.0	30.8	31.7	2.5	11.7
90～99 歳	50	2.0	2.0	42.0	50.0	0.0	4.0
100 歳以上	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

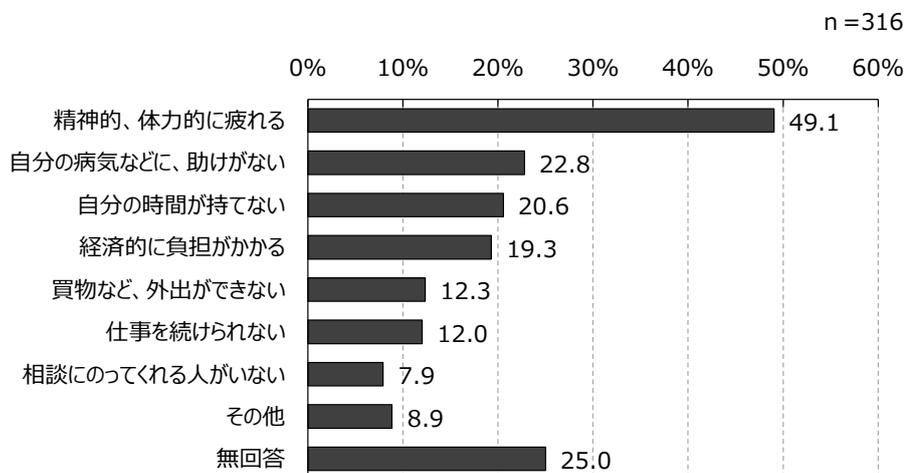
※全体の人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

【考察】

介助を受ける本人の年齢層によって、介助者が変化していることが分かります。また、40歳を超えてから配偶者、子ども、ホームヘルパーや施設の職員の介助の割合が高くなります。

問 15-② 介助をしている方が、困っていることはありますか（複数回答）

「精神的、体力的に疲れる」が49.1%で最も多く、次いで「自分の病気などに、助けがない」が22.8%、「自分の時間が持てない」が20.6%、「経済的に負担がかかる」が19.3%、「買物など、外出ができない」が12.3%でした。



n = 問 15 で家族で介助する人がいると回答

単位：人、%

	全体 (人)	買物など、外出ができない	仕事を続けられない	精神的、体力的に疲れる	自分の時間が持てない	経済的に負担がかかる	自分の病気などに、助けがない	相談にのってくれる人がいない	その他	無回答
全体 (%)	316	12.3	12.0	49.1	20.6	19.3	22.8	7.9	8.9	25.0
0～9 歳	28	0.0	25.0	46.4	10.7	25.0	21.4	10.7	7.1	28.6
10～19 歳	22	9.1	22.7	40.9	27.3	22.7	18.2	9.1	18.2	22.7
20～29 歳	25	16.0	8.0	60.0	20.0	16.0	28.0	16.0	16.0	12.0
30～39 歳	16	12.5	12.5	43.8	31.3	6.3	18.8	6.3	6.3	31.3
40～49 歳	18	16.7	11.1	44.4	5.6	27.8	22.2	5.6	11.1	16.7
50～59 歳	16	6.3	6.3	37.5	31.3	31.3	25.0	6.3	12.5	25.0
60～69 歳	43	16.3	14.0	48.8	20.9	20.9	32.6	14.0	7.0	25.6
70～79 歳	60	15.0	13.3	53.3	28.3	20.0	21.7	8.3	5.0	23.3
80～89 歳	65	15.4	7.7	47.7	15.4	13.8	18.5	1.5	9.2	27.7
90～99 歳	23	4.3	0.0	56.5	17.4	17.4	21.7	4.3	4.3	34.8
100 歳以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

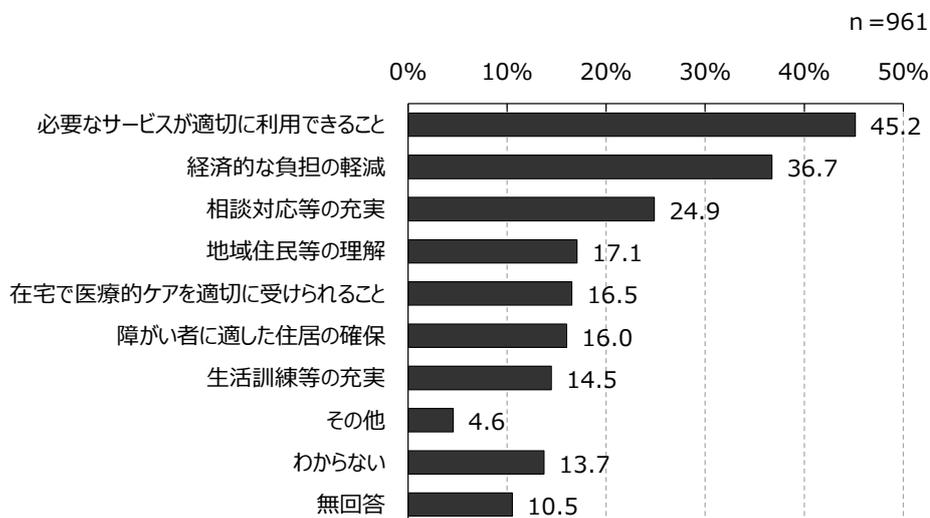
※全体的人数は、年齢の回答がなかった方も含まれています。

【考察】

全年齢層で「精神的、体力的に疲れる」が多いが、0歳～19歳までの障がいのある人の介助者では、「仕事を続けられない」が比較的多く、子どもの世話等により、仕事を続けることが難しい状況であることが推察されます。

問 17 あなたが地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）

「必要なサービスが適切に利用できること」が45.2%で最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」が36.7%、「相談対応等の充実」が24.9%、「地域住民等の理解」が17.1%、「在宅で医療的ケアを適切に受けられること」が16.5%でした。



単位：人、%

	全体 (人)	障がいのある人に適した住居の確保	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	必要なサービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	在宅で医療的ケアを適切に受けられること	その他	わからない	無回答
全体 (%)	961	16.0	36.7	24.9	17.1	45.2	14.5	16.5	4.6	13.7	10.5
0～9歳	34	14.7	55.9	70.6	64.7	79.4	55.9	8.8	2.9	0.0	2.9
10～19歳	28	39.3	42.9	50.0	28.6	64.3	32.1	7.1	3.6	7.1	7.1
20～29歳	42	35.7	50.0	47.6	28.6	66.7	23.8	4.8	2.4	9.5	2.4
30～39歳	46	30.4	50.0	45.7	28.3	56.5	23.9	17.4	2.2	8.7	8.7
40～49歳	64	20.3	48.4	32.8	31.3	37.5	12.5	9.4	4.7	17.2	0.0
50～59歳	76	18.4	52.6	36.8	23.7	39.5	11.8	9.2	1.3	9.2	7.9
60～69歳	170	15.3	31.8	13.5	17.1	44.1	13.5	16.5	5.3	15.3	10.0
70～79歳	219	11.0	32.9	18.3	10.0	38.8	9.1	18.7	7.3	15.5	11.9
80～89歳	208	10.1	27.9	19.2	7.2	42.8	9.6	21.6	3.8	17.3	13.9
90～99歳	62	14.5	32.3	11.3	4.8	48.4	16.1	25.8	3.2	12.9	16.1
100歳以上	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

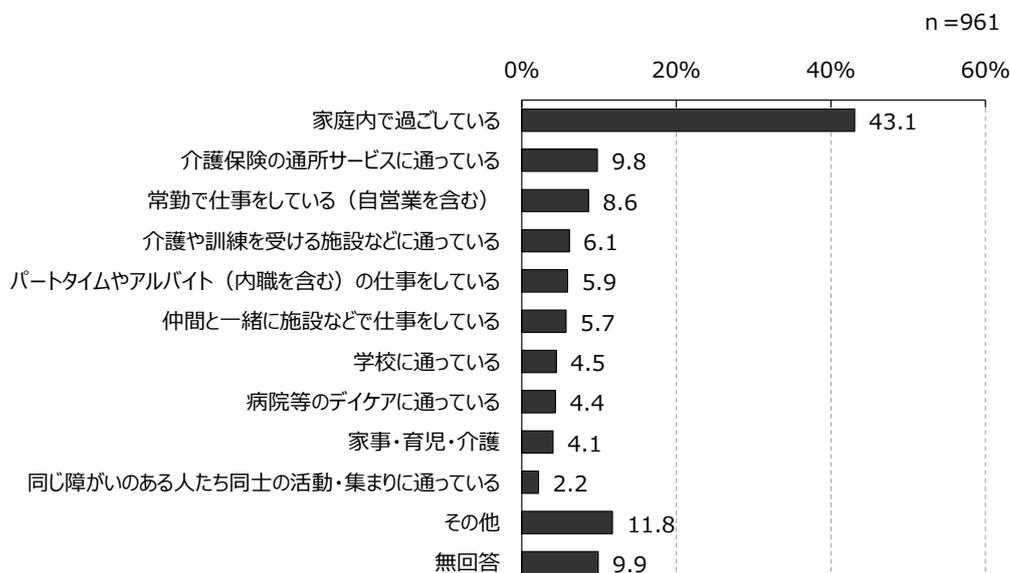
※全体的人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

【考察】

「地域住民等の理解」や「生活機能訓練の充実」は、比較的若い世代で多く、年齢を重ねるとともに「在宅で医療的ケアを適切に受けられること」の割合が高くなる傾向が見受けられます。

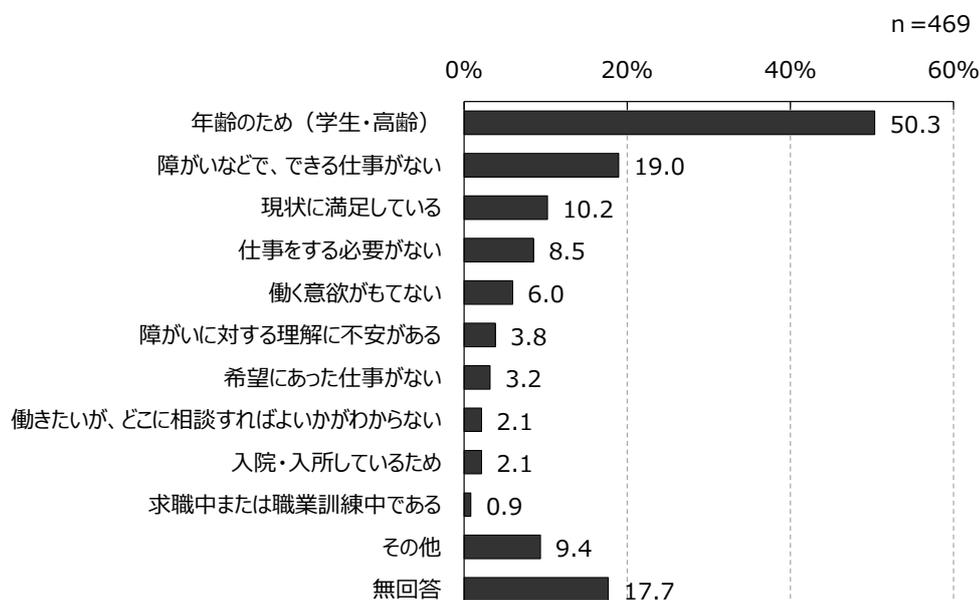
問 18 あなたは、日中の生活をどのように過ごされていますか（複数回答）

「家庭内で過ごしている」が43.1%で最も多く、次いで「その他」が11.8%、「介護保険の通所サービスに通っている」が9.8%、「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」が8.6%、「介護や訓練を受ける施設などに通っている」が6.1%となっています。



問 18-② 仕事をしていない理由は何ですか（複数回答）

問18で「病院等のデイケアに通っている」、「同じ障がいのある人たち同士の活動・集まりに通っている」、「家事・育児・介護」、「家庭内で過ごしている」と回答された方の中で、「年齢のため（学生・高齢）」が50.3%で最も多く、次いで「障がいなどで、できる仕事がない」が19.0%、「現状に満足している」が10.2%、「仕事をする必要がない」が8.5%、「働く意欲がもてない」が6.0%、「障がいに対する理解に不安がある」が3.8%、「希望にあった仕事がない」が3.2%、「働きたいが、どこに相談すればよいか分からない」が2.1%、「入院・入所しているため」が2.1%、「求職中または職業訓練中である」が0.9%、「その他」が9.4%、「無回答」が17.7%でした。



単位：人、%

	全体（人）	年齢のため （学生・高 齢）	障がいなど で、できる仕 事がない	求職中また は職業訓練 中である	働きたいが、 どこに相談す ればよいか わからない	希望にあった 仕事がない	仕事をする必 要がない
全体（%）	469	50.3	19.0	0.9	2.1	3.2	8.5
0～9歳	8	62.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5
10～19歳	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20～29歳	10	0.0	40.0	20.0	20.0	0.0	0.0
30～39歳	14	0.0	21.4	7.1	0.0	7.1	0.0
40～49歳	18	0.0	27.8	0.0	11.1	16.7	0.0
50～59歳	25	16.0	36.0	0.0	4.0	16.0	4.0
60～69歳	105	41.9	35.2	1.0	2.9	4.8	12.4
70～79歳	134	58.2	14.2	0.0	0.7	0.0	5.2
80～89歳	122	68.0	4.9	0.0	0.8	0.8	11.5
90～99歳	28	71.4	17.9	0.0	0.0	3.6	14.3
100歳以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

	働く意欲がも てない	障がいに対す る理解に不 安がある	入院・入所し ているため	現状に満足 している	その他	無回答
全体（%）	6.0	3.8	2.1	10.2	9.4	17.7
0～9歳	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5
10～19歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
20～29歳	10.0	30.0	0.0	0.0	30.0	0.0
30～39歳	21.4	14.3	0.0	0.0	28.6	21.4
40～49歳	5.6	11.1	5.6	0.0	22.2	16.7
50～59歳	20.0	12.0	8.0	8.0	8.0	20.0
60～69歳	8.6	4.8	0.0	17.1	11.4	10.5
70～79歳	5.2	0.7	0.7	10.4	7.5	23.9
80～89歳	1.6	0.8	3.3	10.7	3.3	18.0
90～99歳	0.0	3.6	7.1	3.6	14.3	10.7
100歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

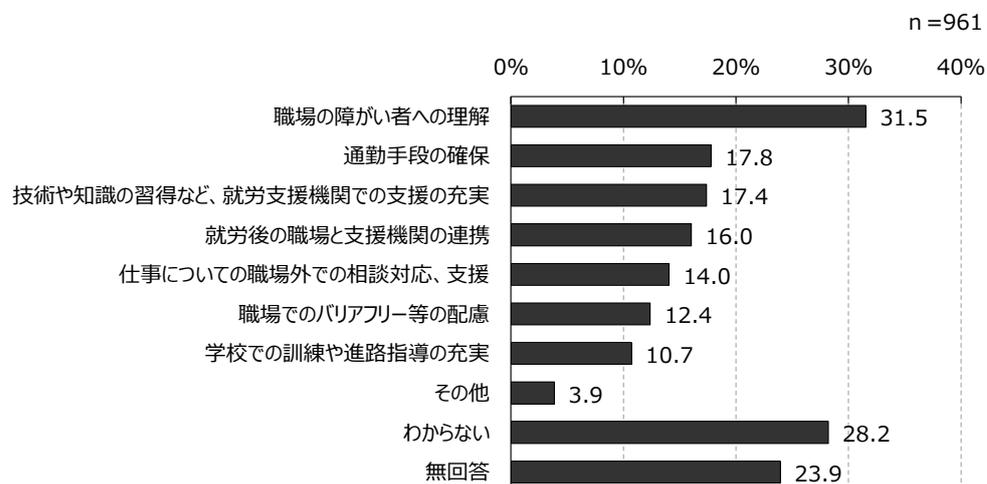
※全体の人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

【考察】

「障がいなどで、できる仕事がない」以外の理由としては、割合が高いとまでは言えないが、「働く意欲がもてない」が30歳～79歳で複数の回答、「障がいに対する理解に不安がある」も20～60歳で多く回答があり、今後の検討課題となります。

問 20 あなたは、障がい者の就労支援として、今後どのようなことが重要だと思いますか（複数回答）

「職場の障がい者への理解」が 31.5%で最も多い。「通勤手段の確保」が 17.8%、「技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実」が 17.4%、「就労後の職場と支援機関の連携」が 16.0%でした。一方、「わからない」との回答は 28.2%でした。



単位：人、%

	全体 (人)	通勤手段の確保	職場でのバリアフリー等の配慮	職場の障がい者への理解	技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実	学校での訓練や進路指導の充実	就労後の職場と支援機関の連携	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	わからない	無回答
全体 (%)	961	17.8	12.4	31.5	17.4	10.7	16.0	14.0	3.9	28.2	23.9
0～9 歳	34	26.5	11.8	73.5	55.9	67.6	58.8	44.1	0.0	11.8	2.9
10～19 歳	28	42.9	10.7	50.0	46.4	60.7	46.4	32.1	3.6	7.1	3.6
20～29 歳	42	38.1	21.4	50.0	40.5	21.4	45.2	35.7	4.8	16.7	2.4
30～39 歳	46	28.3	13.0	56.5	28.3	17.4	21.7	37.0	2.2	19.6	6.5
40～49 歳	64	25.0	7.8	59.4	21.9	10.9	21.9	29.7	1.6	25.0	6.3
50～59 歳	76	25.0	18.4	42.1	22.4	5.3	18.4	15.8	2.6	17.1	15.8
60～69 歳	170	16.5	16.5	32.4	18.8	4.7	15.3	11.8	4.1	31.8	17.6
70～79 歳	219	10.5	8.7	14.6	6.8	1.8	5.9	3.7	4.1	32.9	36.1
80～89 歳	208	13.9	13.0	22.1	10.1	9.1	10.1	6.7	4.8	33.7	33.2
90～99 歳	62	4.8	4.8	16.1	6.5	3.2	3.2	4.8	4.8	33.9	41.9
100 歳以上	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

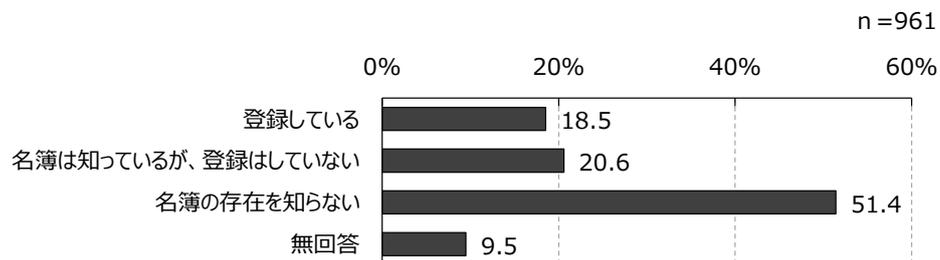
※全体的人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

【考察】

「職場の障がい者への理解」は、各年齢層で高いが、それ以外の回答、「通勤手段の確保」、「技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実」、「学校での訓練や進路指導の充実」、「就労後の職場と支援機関の連携」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」は、40～50歳代までに多く、回答者自身にとって、現在も問題となっていることが推察されます。

問 24 あなたは、避難行動要支援者名簿に登録していますか

「名簿の存在を知らない」が51.4%で最も多く、次いで「名簿は知っているが、登録はしていない」が20.6%、「登録している」が18.5%でした。



単位：人、%

	全体(人)	登録している	名簿は知っているが、登録はしていない	名簿の存在を知らない	無回答
全体 (%)	961	18.5	20.6	51.4	9.5
0～9 歳	34	29.4	14.7	55.9	0.0
10～19 歳	28	32.1	32.1	28.6	7.1
20～29 歳	42	16.7	26.2	50.0	7.1
30～39 歳	46	17.4	15.2	63.0	4.3
40～49 歳	64	10.9	23.4	59.4	6.3
50～59 歳	76	13.2	28.9	52.6	5.3
60～69 歳	170	21.8	22.9	47.6	7.6
70～79 歳	219	19.2	18.3	51.6	11.0
80～89 歳	208	18.8	18.3	51.4	11.5
90～99 歳	62	12.9	17.7	51.6	17.7
100 歳以上	2	0.0	0.0	100.0	0.0

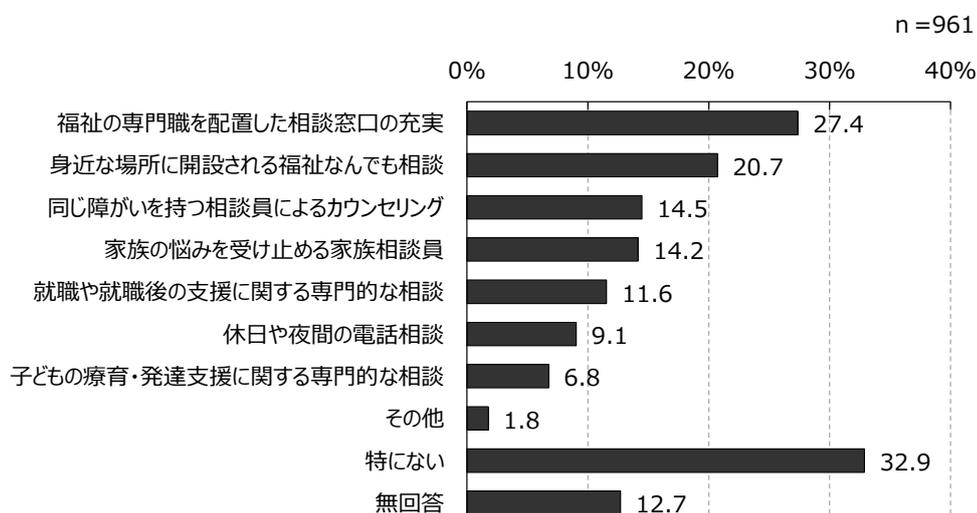
※全体の人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

【考察】

「名簿の存在を知らない」という人が多く、周知啓発が課題と考えられます。

問 27 相談支援体制について、どのようなことの充実を望みますか (複数回答)

「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が 27.4%、「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」が 20.7%、「同じ障がいを持つ相談員によるカウンセリング」が 14.5%、「家族の悩みを受け止める家族相談員」が 14.2%でした。



単位：人、%

	全体 (人)	福祉の専門職を配置した相談窓口の充実	同じ障がいを持つ相談員によるカウンセリング	身近な場所に開設される福祉なんでも相談	休日や夜間の電話相談	家族の悩みを受け止める家族相談員	子どもの療育・発達支援に関する専門的な相談	就職や就職後の支援に関する専門的な相談	その他	特にない	無回答
全体 (%)	961	27.4	14.5	20.7	9.1	14.2	6.8	11.6	1.8	32.9	12.7
0～9 歳	34	41.2	8.8	14.7	8.8	20.6	79.4	50.0	5.9	2.9	2.9
10～19 歳	28	39.3	14.3	25.0	0.0	28.6	42.9	71.4	3.6	10.7	3.6
20～29 歳	42	42.9	23.8	23.8	16.7	31.0	16.7	50.0	7.1	14.3	2.4
30～39 歳	46	30.4	13.0	21.7	17.4	19.6	15.2	26.1	0.0	21.7	6.5
40～49 歳	64	23.4	21.9	21.9	12.5	10.9	7.8	29.7	1.6	28.1	9.4
50～59 歳	76	23.7	25.0	23.7	6.6	17.1	1.3	13.2	0.0	27.6	10.5
60～69 歳	170	30.0	20.6	19.4	8.8	14.1	2.4	3.5	1.2	41.8	7.1
70～79 歳	219	21.0	10.0	18.3	6.4	8.2	0.5	1.4	1.8	38.8	19.2
80～89 歳	208	27.9	11.1	23.1	11.5	12.5	0.0	0.5	1.0	38.0	13.0
90～99 歳	62	24.2	3.2	19.4	3.2	12.9	1.6	3.2	3.2	30.6	27.4
100 歳以上	2	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0

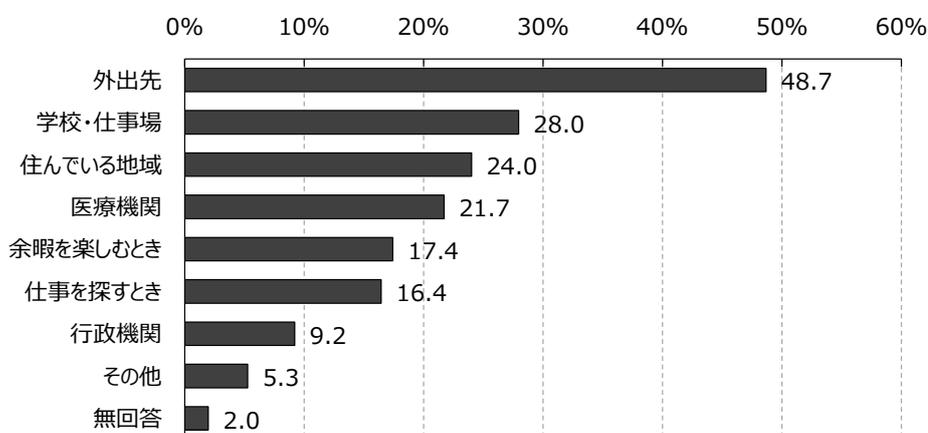
※全体の人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

【考察】

「家族の悩みを受け止める家族相談員」、「子どもの療育・発達支援に関する専門的な相談」、「就職や就職後の支援に関する専門的な相談」などは、30 歳代までが多く、今後も拡充が必要であることが推察されます。

問 28-① どのような場所で差別を感じたり嫌な思いをしましたか (複数回答)

問 28 で障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをすることがある、少しあると回答された方で、「外出先」が 48.7%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が 28.0%、「住んでいる地域」が 24.0%、「医療機関」が 21.7%、「余暇を楽しむとき」が 17.4%でした。n=304



n = 問 28 で差別を感じると回答した人

単位：人、%

	全体 (人)	学校・仕事場	仕事を探すとき	外出先	余暇を楽しむとき	医療機関	行政機関	住んでいる地域	その他	無回答
全体 (%)	961	28.0	16.4	48.7	17.4	21.7	9.2	24.0	5.3	2.0
0～9 歳	16	43.8	0.0	50.0	25.0	6.3	0.0	25.0	0.0	0.0
10～19 歳	15	60.0	6.7	46.7	26.7	33.3	0.0	13.3	0.0	0.0
20～29 歳	33	51.5	21.2	48.5	15.2	18.2	6.1	9.1	6.1	0.0
30～39 歳	25	44.0	36.0	44.0	12.0	32.0	24.0	20.0	8.0	0.0
40～49 歳	29	48.3	24.1	48.3	17.2	20.7	6.9	17.2	6.9	0.0
50～59 歳	30	30.0	36.7	50.0	13.3	20.0	6.7	30.0	3.3	0.0
60～69 歳	52	11.5	13.5	55.8	15.4	25.0	13.5	26.9	7.7	0.0
70～79 歳	59	10.2	11.9	44.1	16.9	20.3	10.2	39.0	1.7	6.8
80～89 歳	39	15.4	2.6	48.7	23.1	23.1	7.7	20.5	5.1	5.1
90～99 歳	6	0.0	0.0	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
100 歳以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

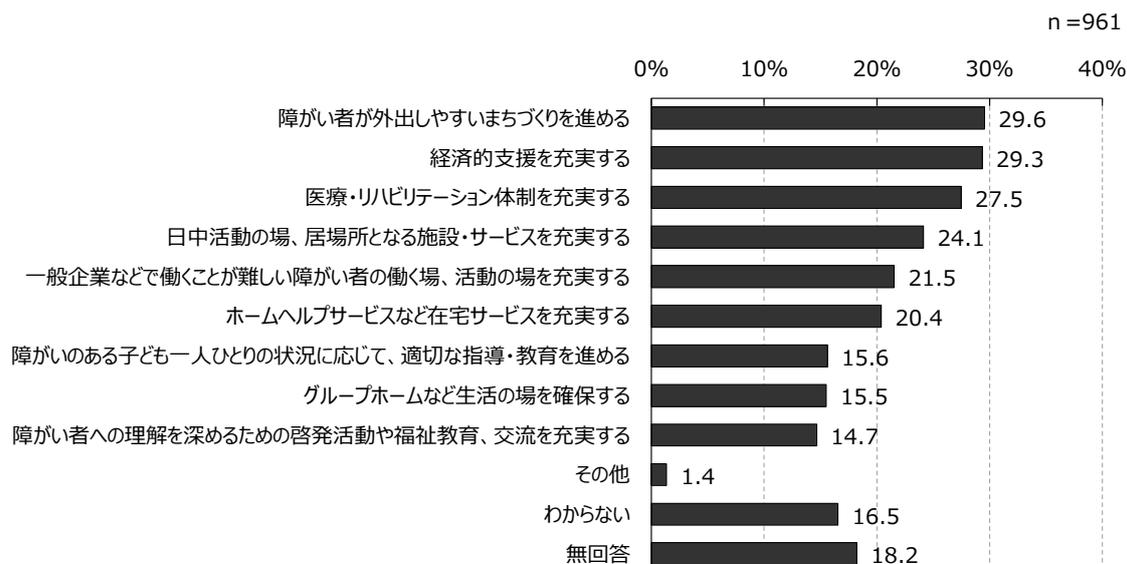
※全体の人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

【考察】

「外出先」、「住んでいる地域」、「医療機関」以外では、0 歳～19 歳では「余暇を楽しむとき」、20 歳～59 歳では「仕事を探すとき」と年齢層により異なることが見受けられます。ただし、「差別を感じたり嫌な思い」については各個人の認識にも差異があるので、意見を聞く機会を増やし、それを生かせる仕組みづくりが必要と考えます。

問 34 障がい者が自立した生活を送るために、行政はどのようなことを充実させるべきだとお考えですか（複数回答）

「障がい者が外出しやすいまちづくりを進める」が 29.6%で最も多く、次いで「経済的支援を充実する」が 29.3%、「医療・リハビリテーション体制を充実する」が 27.5%、「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する」が 24.1%、「一般企業などで働くことが難しい障がい者の働く場、活動の場を充実する」が 21.5%でした。



単位：人、%

	全体 (人)	医療・リハビリ テーション体制を 充実する	ホームヘルプサ ービスなど在宅 サービスを充実 する	グループホーム など生活の場を 確保する	日中活動の 場、居場所と なる施設・サー ビスを充実する	経済的支援を 充実する	障がいのある子 ども一人ひと りの状況に応 じて、適切な指 導・教育を進 める
全体 (%)	961	27.5	20.4	15.5	24.1	29.3	15.6
0～9 歳	34	29.4	11.8	17.6	50.0	50.0	76.5
10～19 歳	28	17.9	3.6	28.6	39.3	32.1	42.9
20～29 歳	42	16.7	23.8	38.1	38.1	35.7	28.6
30～39 歳	46	19.6	19.6	17.4	32.6	37.0	21.7
40～49 歳	64	26.6	17.2	20.3	21.9	42.2	18.8
50～59 歳	76	23.7	15.8	18.4	28.9	38.2	13.2
60～69 歳	170	35.3	27.6	12.9	27.6	30.6	15.3
70～79 歳	219	25.6	17.8	10.0	11.4	22.8	4.6
80～89 歳	208	29.8	23.6	14.4	24.5	24.0	11.5
90～99 歳	62	29.0	19.4	16.1	21.0	22.6	8.1
100 歳以上	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0

	一般企業など で働くことが難 しい障がい者の 働く場、活動の 場を充実する	障がい者への 理解を深める ための啓発活 動や福祉教 育、交流を充 実する	障がい者が外 出しやすいま ちづくりを進 める	その他	わからない	無回答
全体 (%)	21.5	14.7	29.6	1.4	16.5	18.2
0～9 歳	50.0	38.2	41.2	0.0	5.9	2.9
10～19 歳	42.9	32.1	42.9	3.6	10.7	7.1
20～29 歳	47.6	23.8	52.4	4.8	9.5	4.8
30～39 歳	45.7	26.1	32.6	4.3	10.9	10.9
40～49 歳	35.9	25.0	34.4	3.1	14.1	6.3
50～59 歳	34.2	14.5	28.9	0.0	14.5	9.2
60～69 歳	20.0	14.1	35.9	0.0	18.2	14.1
70～79 歳	7.3	7.8	21.9	1.8	18.7	27.9
80～89 歳	15.9	12.0	26.0	1.0	18.8	22.6
90～99 歳	6.5	4.8	17.7	0.0	21.0	25.8
100 歳以上	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0

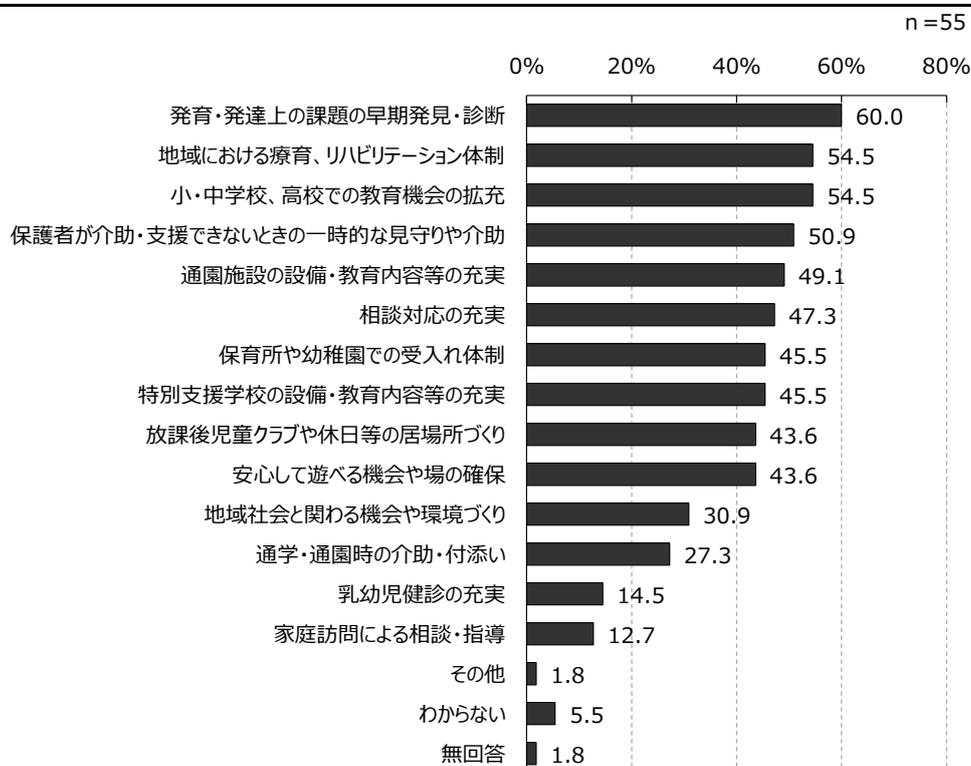
※全体の人数は、年齢の回答がなかった人も含まれています。

【考察】

「障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じて、適切な指導・教育を進める」は0歳～9歳の回答で高い割合を示しています。「障がい者への理解を深めるための啓発活動や福祉教育、交流を充実する」は40歳代までが高く、その後少しずつ減少しています。「障がい者が外出しやすいまちづくりを進める」は全年齢層で高い割合を示しています。

問 39 障がいのある子どものために、特に重要と思うものは何ですか (複数回答)

「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が60.0%で最も多く、次いで「地域における療育、リハビリテーション体制」及び「小・中学校、高校での教育機会の拡充」が54.5%、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が50.9%、「通園施設の設備・教育内容等の充実」が49.1%でした。



問 39 は 18 歳未満が対象

単位：人、%

	全体 (人)	発育・発達上の課題の早期発見・診断	地域における療育、リハビリテーション体制	小・中学校、高校での教育機会の拡充	保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助	通園施設の設備・教育内容等の充実	相談対応の充実	保育所や幼稚園での受入れ体制	特別支援学校の設備・教育内容等の充実
全体 (%)	55	60.0	54.5	54.5	50.9	49.1	47.3	45.5	45.5
0～5 歳	17	76.5	64.7	47.1	52.9	70.6	58.8	64.7	47.1
6～17 歳	38	52.6	50.0	57.9	50.0	39.5	42.1	36.8	44.7

	放課後児童クラブや休日等の居場所づくり	安心して遊べる機会や場の確保	地域社会と関わる機会や環境づくり	通学・通園時の介助・付添い	乳幼児健診の充実	家庭訪問による相談・指導	その他	わからない	無回答
全体 (%)	43.6	43.6	30.9	27.3	14.5	12.7	1.8	5.5	1.8
0～5 歳	47.1	58.8	41.2	29.4	41.2	17.6	0.0	0.0	0.0
6～17 歳	42.1	36.8	26.3	26.3	2.6	10.5	2.6	7.9	2.6

【考察】

多くの選択肢について5歳以下の回答の割合が高い傾向が見られます。このことから不安を抱える人に0歳～5歳の保護者が多いということが推察できます。まずは早い段階で不安を和らげられるよう周知等を含め、説明や相談の機会が設けられるような対応が必要ではないかと考えます。

2 事業所ヒアリング調査の実施

■調査の目的

本計画の策定に当たり、障がい福祉サービス事業者の現状及び今後の方向性等を把握するため、実施しました。

■調査の実施状況

調査期間：平成 29 年 12 月 4 日～12 月 5 日

調査対象：町内在住の障がいをお持ちの方が利用している障がい福祉サービス事業者（事業者については、町外を含む。）

実施状況：事前アンケートを 14 事業所に対して実施し、14 事業所から回答。
また、事前アンケートを基にヒアリングを実施。

〈松前町の障がい福祉計画あるいは保健福祉施策に関する意見や提案〉

▽自由記述欄より

- 松前町社協等、松前町内に、障がい児計画が受けられる事業所を増やしてほしいと思います。
- 今後もより一層の協働と連携を図っていきたいと思います。
- 障がい者の高齢化により介護保険が適用される場合、介護認定ではサービスがあまりなく、認定も難しくなっています。65 歳でも、まだまだ体力的に老人サービスを受けるにはお元気であり、障害サービスの利用についても考慮していただきたいと感じます。
障がい者が施設を退所して、病院、介護施設、介護サービスを受ける際、十分なサービスが受けられなく、高額です。
障がい者が安心して過ごせる制度、高齢になっても安心できる制度で環境を整えてあげたいと感じます。
- 町内の相談支援事業所が 3 か所、うち相談員が町内で 4 人しかいないので、障がいの方に対して不足していると思います。定員もなく、事業所によっては担当がキャパ超えているのではないのでしょうか。事業所と相談員の数を増やしてもらいたいと思います。
町内のサービス提供事業所は徐々に増え、利用者が町内のサービスを利用できるのはよいと思います。しかし、精神障がい者の行き場がないので困ることが多々あります。生活介護、短期入所など事業所ができればと思います。

3 松前町障害者基本計画等策定委員会要綱

松前町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成 18 年 7 月 20 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、松前町執行機関の附属機関設置条例（平成 29 年松前町条例第 12 号）第 4 条の規定に基づき、松前町障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、障害者基本計画又は障害福祉計画（以下「障害者基本計画等」という。）の策定の都度、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体関係者
- (3) 障がい福祉事業関係者
- (4) 保健福祉関係者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から町長に障害者基本計画等に係る意見の答申をした日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 14 日から施行する。

4 松前町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

	委嘱理由	所 属	氏 名
1	(1)	むかいだ小児科	向田 隆通
2	〃	くろだ病院	黒田 典生
3	〃	公益財団法人 日本訪問看護財団	西村 幸
4	(2)	松前町手をつなぐ育成会会長	松本一二美
5	(3)	社会福祉法人 あゆみ学園	今村 高博
6	〃	特定非営利活動法人 福祉親愛会	河崎 礼子
7	〃	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 ほほえみ相談支援センター	本橋 祐一
8	(4)	社会福祉法人 鶴寿会	竹田 真二
9	〃	松前町社会福祉協議会	高橋 昌志
10	〃	松前町介護給付等審査会委員	佐伯 徹也

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体関係者
- (3) 障がい福祉事業関係者
- (4) 保健福祉関係者

5 用語解説

あ行

医療的ケア

吸引や経管栄養、圧迫導尿などの医療的な処置を日常的に必要とする障がい者（児）に対して、看護師や保健師が医師の指示に従って行う医療的な援助。

アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

か行

グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の障がい者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態。
同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われるもの。知的障がい者グループホームと精神障がい者グループホームとがある。

さ行

児童発達支援センター

通所により障がい児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う施設。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。

重症心身障がい児

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分ではない方々を保護するための制度。本人に代わって契約などの行為を行う後見人等を家庭裁判所が選任することによって、本人の判断能力を補うもの。

な行

難病

厚生労働省が指定した特定疾患の通称。同省の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病 ②経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病としている。

日常生活用具

在宅の障がい者の日常生活がより円滑に行われるために給付又は貸与する用具。浴槽、便器、パソコン、ファックスなど。

ら行

ライフステージ

乳幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期など人間の一生を年代によって分割した段階。

療育

障がいのある児童に対する医療や教育など、発達を促すための一連の取組。療は医療を、育は養育・保育・教育を一字ずつあわせた造語が起源とされる。

松前町
第3期障がい者基本計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

発行日：平成30年3月

発行：松前町

編集：保健福祉部 福祉課

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

TEL：089-985-4112

FAX：089-984-8951
